
災害時における学校給食実施体制の構築 に関する事例集

令和3年3月

文部科学省

目次

はじめに	1
データからみる災害時における学校給食実施体制	2
事例紹介	13
災害に備えた学校給食実施体制の整備事例	14
鳥取県日南町	16
熊本県益城町	22
宮城県	28
愛媛県今治市	33
奈良県生駒市	38
福井県福井市	43
岡山県倉敷市	48
福島県只見町	53
岡山県笠岡市	57
千葉県袖ヶ浦市	60
高知県高知市	63
トピック：被災時における栄養に配慮した給食提供事例	67

はじめに

先般、地震や台風等の自然災害により、各地で様々な被害を受け、学校給食調理場が損壊する等、学校給食の実施が困難となる事態が発生している。また、被災後、学校における平常日課を実施する上で給食の提供が課題の一つになることが判明している。学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに学校生活を豊かにし、被災した児童生徒が日常の学校生活を取り戻す一助になることから学校給食の早期再開は大切である。

このことから、文部科学省では、各都道府県に対し、今後の災害等の不測の事態に備えて、学校給食再開までのバックアップ体制の構築を依頼している。

本事業では、各地方公共団体において実施している、災害時における学校給食実施体制の構築について調査・分析を行い、本事例集を作成した。

調査概要

学校給食を実施している公立学校の設置者に対し、災害時における学校給食実施体制の構築等を問うアンケートを実施した。さらに、特徴的な取り組みを行っている自治体については追加ヒアリング調査を行った。

アンケート調査：対象：学校給食を実施している公立学校の設置者
(都道府県、区市町村、事務組合等 計 1,813)

回収率：77.6%

調査時期：令和2年11月26日～令和2年12月18日

事例調査：アンケート結果をもとに11自治体を抽出、オンライン（zoom）、
または書面によりヒアリングを実施

データからみる災害時における学校給食実施体制

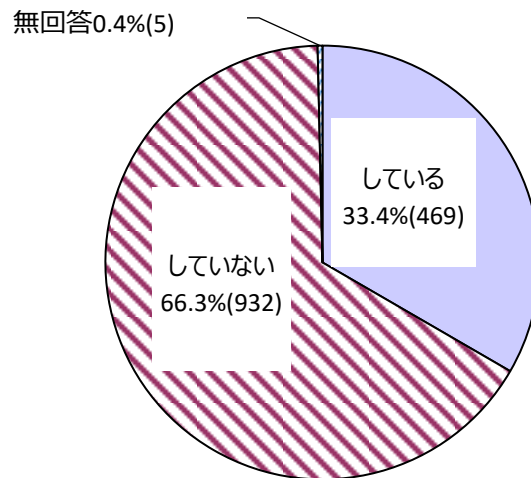
アンケート結果によると、現時点で災害時に備えた学校給食の実施体制整備の実施率¹は、3割程度であった。

しかし、直近の被災と体制構築の状況について聴取した結果、事前に体制を備えていた自治体の方が、給食提供できなくなるほどの影響が出た割合は低く、復旧までの期間も比較的早い傾向にあることが分かった（■災害に備えた整備をしていた場合の被害状況・復旧状況参照）。

■災害に備えた学校給食実施体制の整備状況

- ・災害等の不測の事態に備えた学校給食実施体制の整備（学校給食施設の防災対策、学校給食再開までのバックアップ体制構築等）をしている自治体の割合は、33.4%にとどまる

災害に備えた学校給食実施体制の整備の有無（n=1,406）



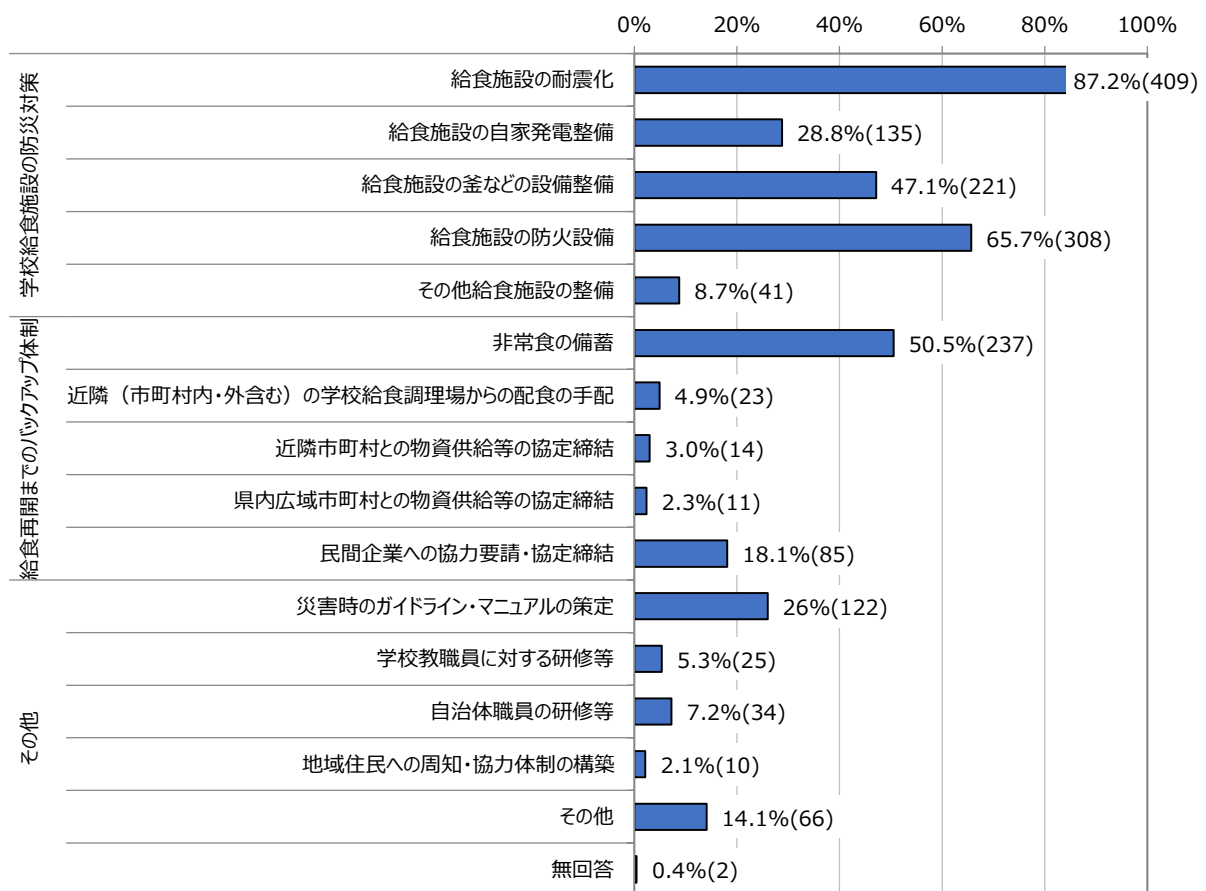
「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-1 参照）

¹ 今後の災害等の不測の事態に備えた学校給食実施体制の整備の実施について、学校給食施設の防災対策、学校給食再開までのバックアップ体制構築のうちいずれかについて、少しでも「実施している」と回答した自治体の割合

■災害に備えた学校給食実施体制の整備の内容

- 施設の防災対策で回答の割合が高いのは、「給食施設の耐震化」「給食施設の防火設備」
- バックアップ体制で回答の割合が高いのは、「非常食の備蓄」
- 災害に備えた整備をしている自治体のうち、3割近くの自治体が、「災害時のガイドライン・マニュアルの策定」を実施

災害に備えた学校給食実施体制の整備の内容（複数回答）
 （n=469（災害に備えた学校給食実施体制の整備をしている自治体のみ））

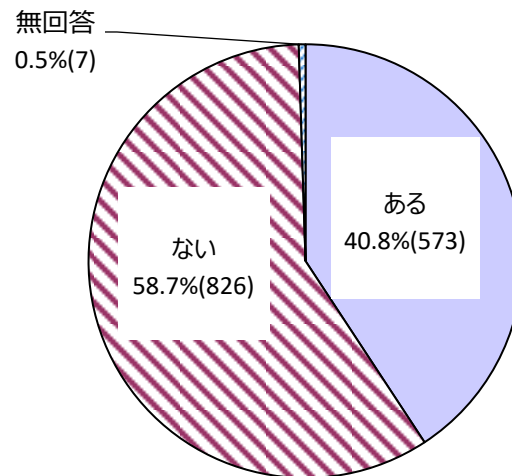


「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-4 参照）

■被災経験の実態と給食提供への影響について

- 約4割の自治体が、これまでに給食施設や給食提供に影響がある被災経験がある
- 被災時の給食提供への影響の程度については、「給食提供不可」が半数以上を占める

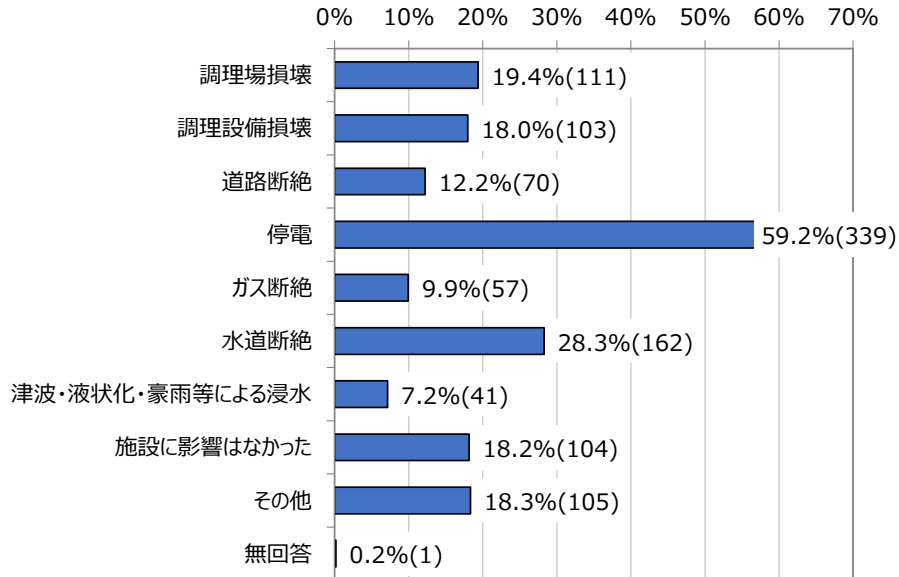
給食提供に影響がある被災経験の有無 (n=1,406)



「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-18 参照）

給食施設等の被災状況

(n=573 (給食施設や給食提供に影響がある被災経験が「ある」と回答した自治体のみ))



「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より (図表 2-20 参照)

災害内容別² 被災状況

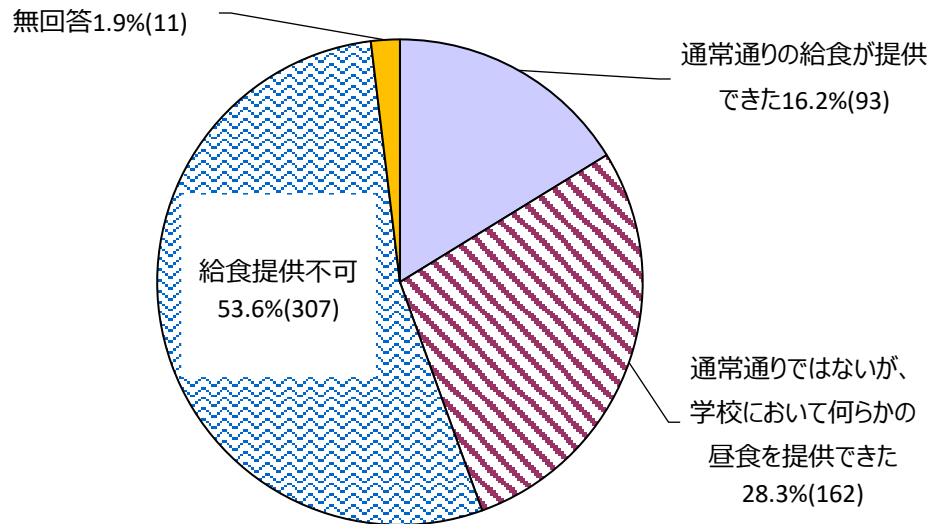
	全体	調理場損壊	調理設備損壊	道路断絶	停電	ガス断絶	水道断絶	津波・液状化・豪雨等による浸水	施設に影響はなかった	その他	無回答
全体	501 (1.96)	106 (21.2%)	98 (19.6%)	57 (11.4%)	309 (61.7%)	54 (10.8%)	147 (29.3%)	40 (8.0%)	87 (17.4%)	86 (17.2%)	0 (0.0%)
地震 (n=274)	274 (2.12)	78 (28.5%)	64 (23.4%)	22 (8.0%)	198 (72.3%)	46 (16.8%)	87 (31.8%)	9 (3.3%)	36 (13.1%)	42 (15.3%)	0 (0.0%)
台風・集中豪雨 (n=227)	227 (1.77)	28 (12.3%)	34 (15.0%)	35 (15.4%)	111 (48.9%)	8 (3.5%)	60 (26.4%)	31 (13.7%)	51 (22.5%)	44 (19.4%)	0 (0.0%)

「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より (図表 2-21 参照)

² 被災内容を地震、台風、集中豪雨のいずれかを選択した自治体のみ

給食提供への影響の程度

(n =573 (給食施設や給食提供に影響がある被災経験が「ある」と回答した自治体のみ))

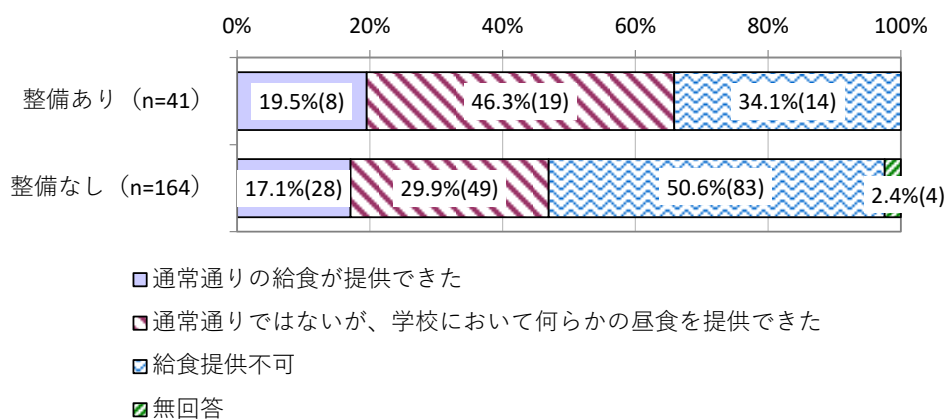


「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-22 参照）

■災害に備えた整備をしていた場合の被害状況・復旧状況

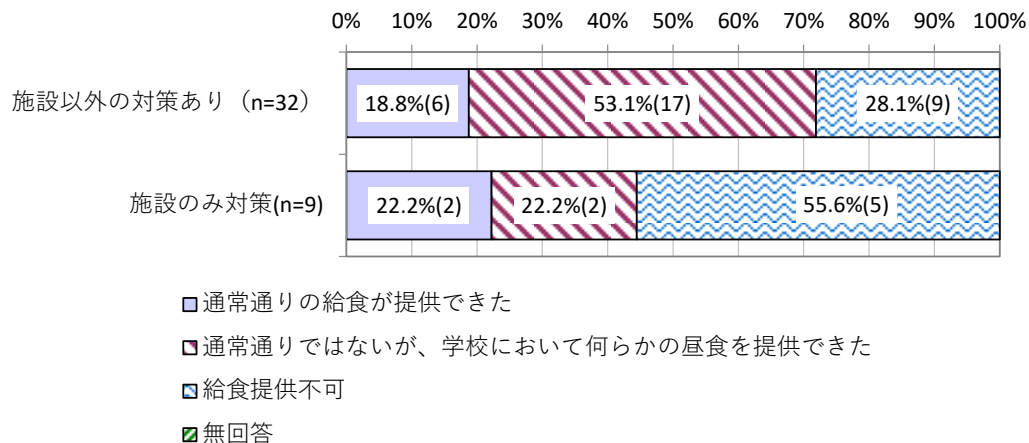
- 2012年以降に被災経験のある自治体を対象（激甚災害は除外³）に、「災害等に備えた学校給食実施体制の整備の有無」による被害状況や復旧までの期間の違いを分析
- その結果、災害に備えた整備をしていた自治体において、なかでも施設以外にも対策をしている自治体が、「給食提供不可」の割合が低い
- 災害に備えた整備をしていた自治体において、1週間以内で復旧している割合が比較的高い

学校給食実施体制の整備有無別 被災時の給食提供への影響⁴



「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-34 参照）

学校給食実施体制の整備内容別 被災時の給食提供への影響⁵



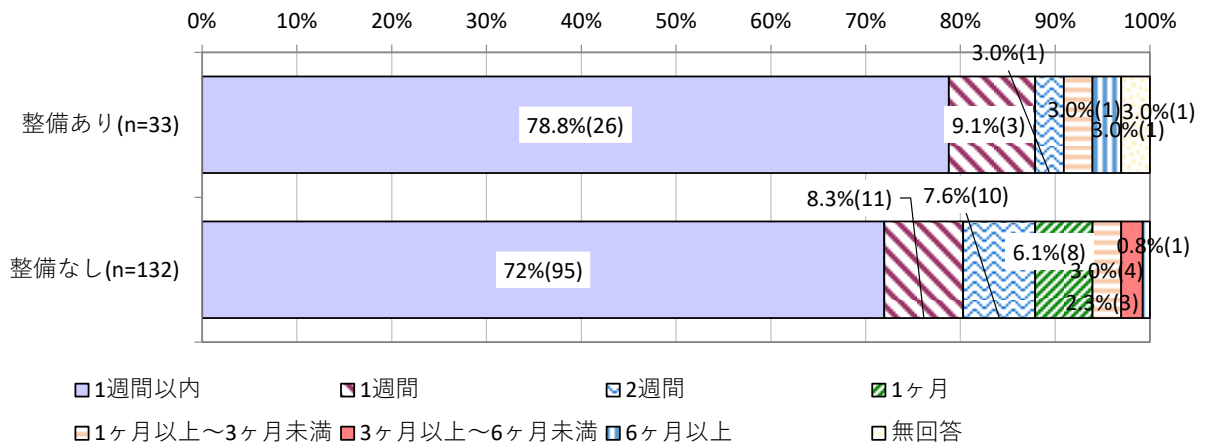
「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-37 参照）

³ 激甚災害の場合は、事前の想定以上の被害が発生していると予想されるため、今回の集計で比較分析の上で除外した。

⁴ 給食提供に影響がある被災経験が「ある」と回答した自治体のうち、2012年以降に被災経験のある自治体を対象（激甚災害は除外）

⁵ 「整備あり」のうち「施設以外の対策あり」と「施設のみ対策」を区分。なお、「施設以外の対策」とは、非常食の備蓄、近隣市町村との物資供給等の協定、民間企業への協力要請・協定締結、災害時のガイドライン・マニュアル策定等である。

学校給食実施体制の整備有無別 被災時の給食復旧までの期間⁶



「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-38 参照）

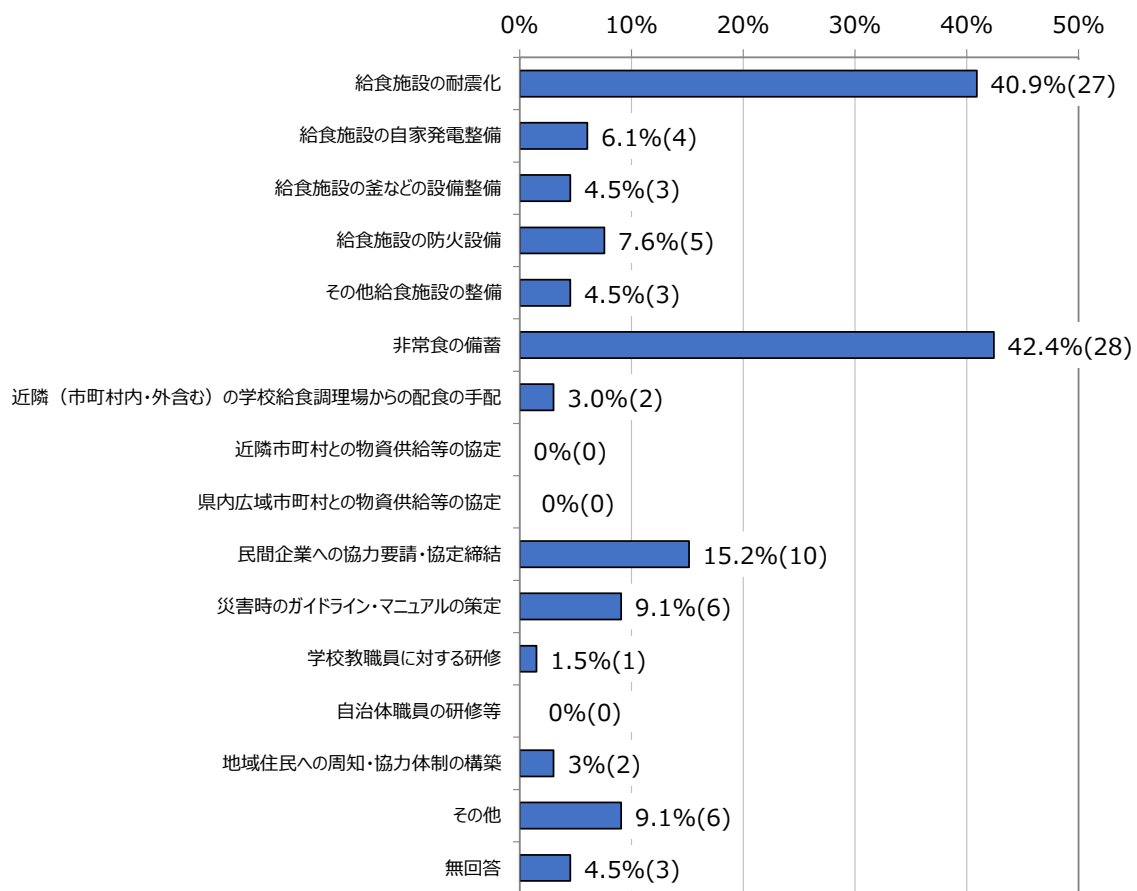
⁶ 「通常通りではないが、学校において何らかの昼食が提供できた」または「給食提供不可」の自治体のうち、2012年以降に被災経験のある自治体を対象（激甚災害は除外）

■構築していた体制の中で特に役に立ったもの

- 直近の被災時の直前に構築されていた災害に備えた学校給食実施体制が「うまく機能した」自治体における「構築していた体制の中で特に役に立ったもの」について、最多の回答は、「非常食の備蓄」が42.4%であった
- 次いで「給食施設の耐震化」が40.9%、「民間企業への協力要請・協定締結」が15.2%となった

構築していた体制の中で特に役に立ったもの（複数回答）

(n=66 (直近の被災時の直前に構築していた体制が「うまく機能した」自治体のみ))



「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-27 参照）

■災害時の効果的な対応事例（アンケートより）

アンケート回答の中から、被災時の対応の中で、特に効果的な対応、うまくいった対応を紹介する。

【連携体制】

- ・電気水道のライフラインが被災し、一時的に給食は停止したが、当時給食センターは3施設あり、1施設が液状化により調理業務が出来なくなったが、ほかの2施設にて1か月程度で全校へ給食提供を開始することが可能となった。
- ・発電機や燃料の手配については、災害時における各民間企業との協定を結んでいたためスムーズな対応により通常通りの給食業務を行うことができた。
- ・首長部局との連携により、備蓄品が提供してもらえた。
- ・栄養士、調理員の臨機応変な対応（今ある食材で対応できるメニューに変更）により給食の提供ができた。
- ・栄養教諭間での情報共有。
- ・近隣の小中学校により給食を配送し、提供した。
- ・被災校の1校は、道路断絶で給食食材の配送が困難となったが、100食以下の直営の単独調理場であったため、近隣の直営学校調理場で調理した給食を配送する対応を実施。児童へは、普段と変わらない献立提供をすることが出来た。
- ・特別支援学校が被災したため、喫食の際に一部の児童生徒に障害特性に応じた食器等の対応が必要となったが、民間業者からの弁当給食においても、食器等の洗浄・消毒を民間業者に依頼することができ、衛生面に配慮した対応ができた。

【食材提供・備蓄品】

- ・停電時に各学校等へ災害時非常食を給食代替食として配布したことで、学校生活（授業等）に影響が出なかった。
- ・初日は備蓄のカレーを使用し、集中豪雨で道路が寸断され、軽自動車しか通れないため、物資調達については、海路で給食資材を運搬した。
- ・地元の民間企業から出来立てのパンの提供を受け、牛乳、デザート等と簡易給食として出すことができた。
- ・防災備蓄品（非学校給食用）のアルファ米を提供することができ、児童生徒が十分な食事を摂取することができた。
- ・学校給食室の被災状況に応じて、備蓄用ベジタブルカレーの使用と簡易給食を使い分けることができた。
- ・救給カレーを備蓄しており、調理設備が使えなくても、給食を提供することができ、大変役に立った。

【献立変更】

- ・ 食材の工場が停電となり、復旧が遅れることが予測された時点で、代替品での対応を進めた。
- ・ 計画停電に併せ、電気を使用しない調理機器による給食実施をするための献立変更を行った。
- ・ 台風による屋根の損傷により衛生上調理ができない環境であるが、調理機器等は運転可能であったことから、調理せず加温して提供できる環境を整え簡易給食として提供したが、完全給食ではないため全員が満足いく給食ではないことから、希望制をとり提供した。

【施設設備関連】

- ・ リース発電機の設置。
- ・ 給食施設の壁面を強化（新たに壁を追加）する等して、火山灰の侵入を防いだ。
- ・ 廃止予定のため休眠していた調理場の活用、配送校の組み換え及び人員（委託業者）の配置換え。
- ・ 水道蛇口にストレーナーを装着して、可能な限りの錆を取り除けた。

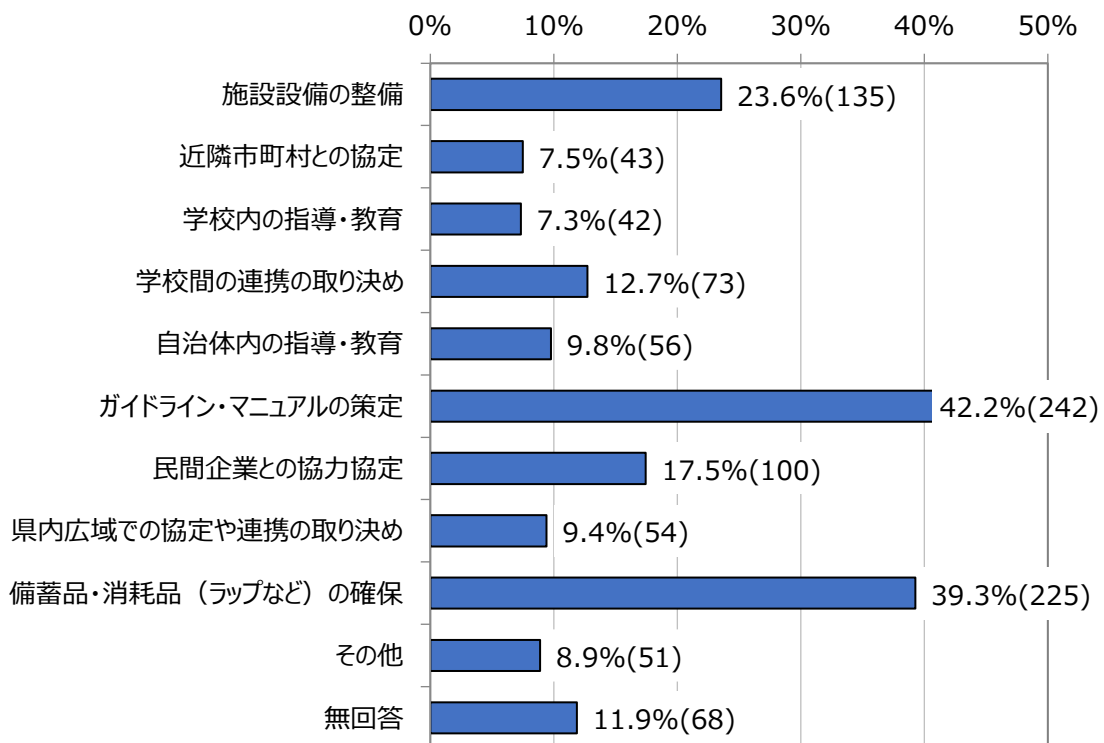
【その他】

- ・ 冷凍庫に保存していた食品を、停電の復旧が早い地区の民間業者の冷凍庫に移動させ、後日給食に提供できた。
- ・ 停電により冷凍庫等が停止し復旧見込みが不明なため、市内民間事業所（冷凍食品を扱っているスーパーなど）に冷凍保管していた保存食（学校給食衛生管理基準による2週間分）や給食食材等の冷凍保管を依頼し、廃棄せずに済んだ。この対応により、市内の数事業所で大型冷凍倉庫を所有していることが確認できた。

■被災を経験し、事前にしておくとよかったと思う取組

- 42.2%の自治体が「ガイドライン・マニュアルの策定」を挙げた
- 2番目に多かった回答が「備蓄品・消耗品（ラップなど）の確保」39.3%であった

被災を経験し、事前にしておくとよかったと思う取組（複数回答）
（n = 573（給食提供に影響がある被災経験が「ある」と回答した自治体のみ））



「災害時における学校給食実施体制の構築に関する調査研究」調査報告書より（図表 2-33 参照）

事例紹介

災害等に備えた学校給食実施体制の整備事例については、「市町村間の調整や民間企業との協定に関する取組」「学校給食施設の整備に関する取組」「自治体内での体制構築に関する取組」に分類して紹介。

本事例集で紹介する各自治体の取組内容は、下記の通り。

	市町村間の調整や 民間企業との協定		学校給食施設 の整備		自治体内で の体制構築		被災 の記載(事 例集内)	学校数 ⁷ ※全校種の 合計が ○: 20 以上 ◎: 50 以上	1日の最大 提供食数 ⁸ ※全調理 場の合計 が ○: 1,000 以上 ◎: 10,000 以 上
	調整・協定	①市町村間 協力体制	②民間との 協力体制	③施設の整備	④備蓄	⑤マニュアル作成			
鳥取県日南町	○	○			○	○			
熊本県益城町	○		○				地震		○
宮城県					○		地震	○	○
愛媛県今治市		○			○		豪雨	○	◎
奈良県生駒市		○						○	◎
福井県福井市				○	○	○		◎	◎
岡山県倉敷市			○	○	○		豪雨	◎	◎
福島県只見町		○		○		○			
岡山県笠岡市		○	○				豪雨	○	○
千葉県袖ヶ浦市			○	○		○	台風		○
高知県高知市			○	○	○			◎	◎

また、「栄養バランスに気を使った給食の提供」に関する事例も紹介する。

⁷ 自治体が所管する学校のうち、給食実施学校数について。※週3回以上学校給食を実施している学校を対象。(完全/補食/ミルク給食いずれも可)

⁸ 調理場種別(単独調理場/共同調理場/共同調理場(その他))ごとに合計した、現在1日で児童生徒と職員に提供している最大の食数

災害に備えた学校給食実施体制の整備事例

注：事例の用語解説について

【自治体情報】（アンケート回答内容より）

- **学校数**：自治体が所管する学校のうち、給食実施学校数について。
※週3回以上学校給食を実施している学校を対象。
（完全/補食/ミルク給食いずれも可）

- **調理場数**：自治体の保有する施設を対象。
単独調理場：一つの学校の学校給食を提供している調理場。
共同調理場：二以上の学校の学校給食を提供している調理場。
いわゆる親子方式で運用している調理場については、
「共同調理場（その他）」に含む。

直営：自治体が採用・雇用した調理員が調理している場合

委託：調理業務を民間に委託している場合

- **1日当たりの最大提供食数**：
調理場種別（単独/共同/共同（その他））で、最大提供食数
（現在1日で児童生徒と職員に提供している最大の食数）の合計を記載

鳥取県日南町

鳥取県日野郡の3町と県で

災害発生時の小中学校給食の相互支援協定を締結

【自治体情報】

- 学校数
小学校：1校 中学校：1校
- 調理場数
共同調理場（委託）：1か所
- 1日当たりの最大提供食数
共同調理場：約249食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 鳥取県日野郡の3町（日南町、日野町、江府町）と県（鳥取県西部総合事務所日野振興センター）で「災害等発生時における日野郡3町の小中学校給食の相互支援に係る協定」を締結
- ✚ 「災害発生時における給食相互支援に係る給食関係者行動マニュアル」を整備
- ✚ 協定に基づき、図上、実食訓練を実施

特徴的な取組と実施状況

1. 他市の被災を教訓に連携体制を構築

- ・平成28年に発生した鳥取県中部地震により被災した倉吉市の給食施設の復旧までの間、近隣の町から給食支援が実施された。この事例を踏まえ、過去に鳥取県西部地震の被害もあった日野郡でも相互支援の必要性について検討が開始された。
- ・平成29年に鳥取県日野郡連携会議（出席者：県知事、3町（日南町、日野町、江府町）の町長、他）にて、実施に向けての合意がなされ、以降、3町担当課および鳥取県西部総合事務所日野振興センター（以下「日野振興センター」）からなるワーキンググループでの協議を経て、協定の締結を行う運びとなった。

- ・本体制構築に当たり、民間企業（(株)メフォス：給食の調理および配送の委託先（3町共通））も関わっており、災害時等には、支援町から要請町へ、調理および配送の業務のために、従業員が派遣される。

■協定の内容(抜粋)

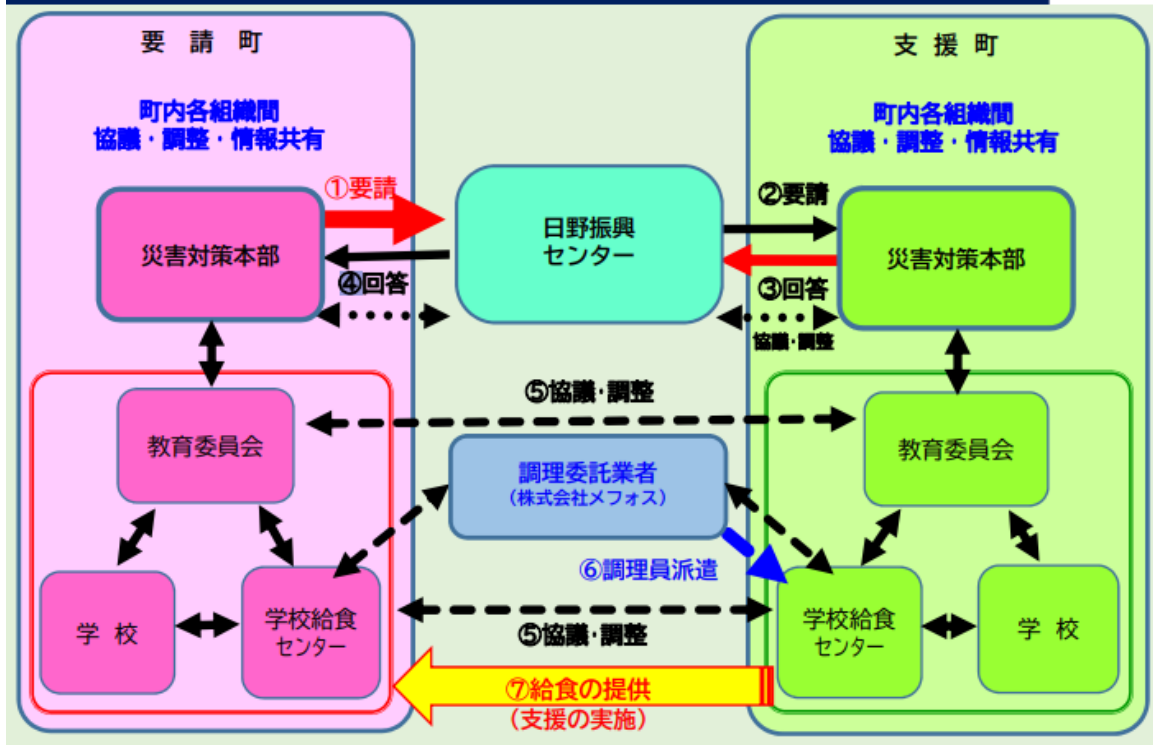
協定の具体的内容は、以下の通り。

- ・支援町は、要請町からの要請により、可能な範囲で給食の提供を行う。
- ・要請町は、給食の提供を受けるにあたり、可能な範囲で人材、器具等を支援町へ派遣、提供。
- ・日野郡3町及び県は、あらかじめ相互支援に関する担当部局を定め、災害等が発生し、支援の必要が生じたときは速やかに相互に連絡を行う。
- ・県は支援町が支援を行う上で必要な助言、関係機関との調整、情報提供等を行うとともに、要請町と支援町との連絡調整を図り、支援が円滑に行われるように努める。
- ・支援に要する経費は、原則として要請町が負担するものとし、その額の算定は、別途日野郡3町が協議して定める方法によるものとする。
- ・支援対象となる学校への給食の配送および回収については、要請町、支援町および県が連携してこれを行う。
- ・日野郡3町及び県は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、担当部局で定期的に研究及び協議を行い、合同で演習を実施する等、平常時から連携して取り組む。

2. マニュアルの作成

- ・協定に基づき、日野郡3町（以下「3町」）と日野振興センターが「災害発生時における給食相互支援に係る給食関係者行動マニュアル」を作成。
- ・本マニュアルでは、連携して行う給食支援について、各担当者が迅速かつ的確に業務を実行するために必要なことを定めている。
- ・組織体制と相互支援の概要は以下の通り。

組織体制・相互支援の概要

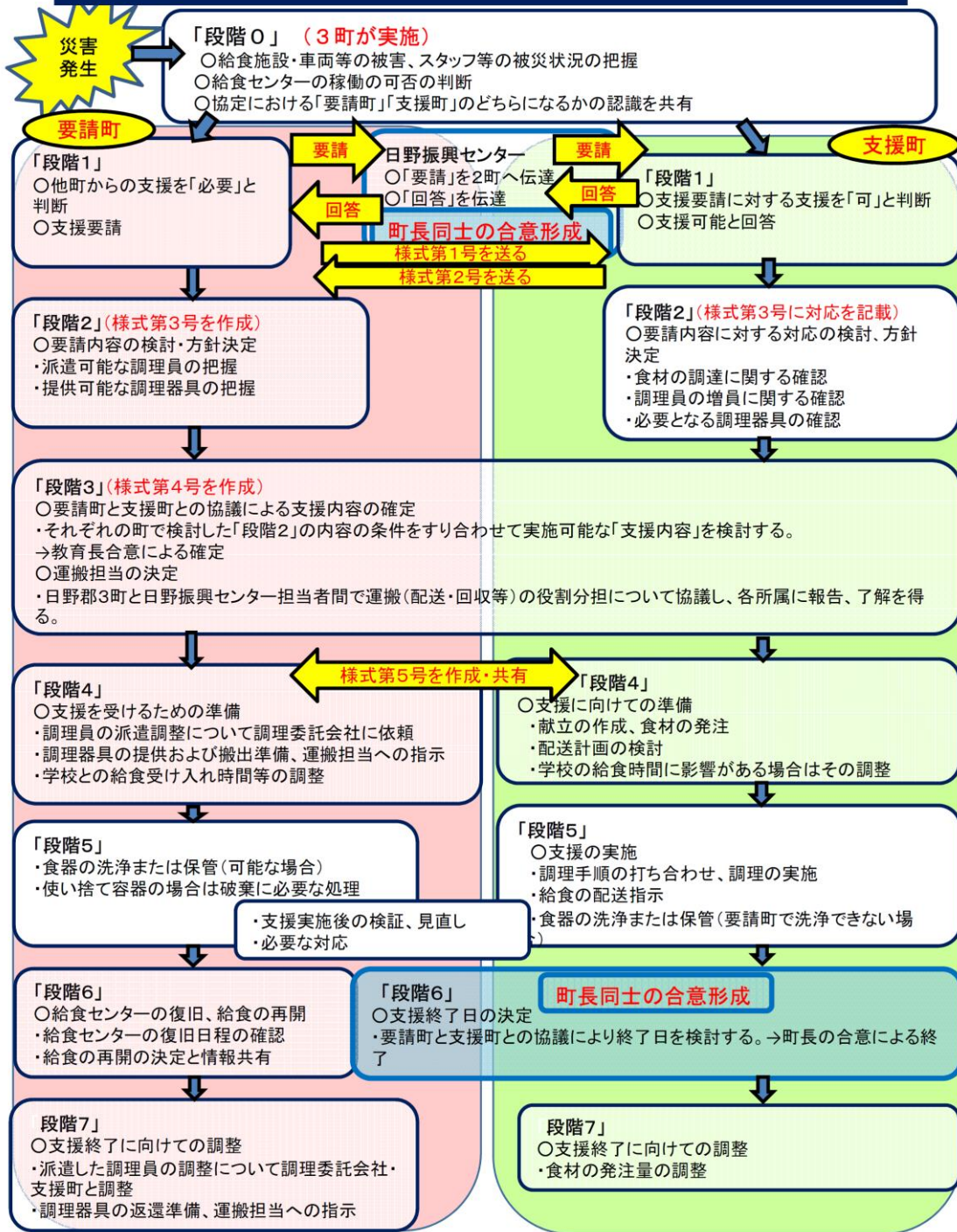


- ・マニュアルでは災害発生から支援終了までを段階 0～7 に区分しており、実施内容チェックリストや支援要請、計画作成等で使用する書式（様式）が各段階で定められている。このため、災害時でも、効率的に対応することが可能となっている。

災害発生から支援終了までの段階区分

段階区分	実施概要	全体の主な実施内容
段階0	被害の把握及び給食センターの稼働の可否の判断	・給食センターの施設、設備、人的被害等の把握 ・給食センターの稼働の可否に関する情報収集
段階1	支援の要否の判断及び支援の要請・回答・合意	・支援の要否の決定及び要請 ・要請に対する支援の可否の回答
段階2	要請内容・支援内容の検討	・具体的な要請内容・支援内容の検討
段階3	支援内容の確定及び運搬担当の決定	・要請町と支援町の協議等による支援内容の確定 ・協定関係機関の協議による運搬担当の決定
段階4	給食提供に向けた準備	・支援に必要な食材、人材、調理器具の調整 ・配送等の準備
段階5	支援の実施及び検証	・支援の実施（調理、配送）及び実施後の検証
段階6	支援終了の決定	・給食センターの復旧及び要請町の給食再開による給食支援終了の決定
段階7	支援終了に向けての調整	・支援に要した食材、人材、調理器具等の調整

給食相互支援に係る現場行動マニュアルのフローイメージ



3. 協定に基づく訓練の実施

- ・協定に基づき災害時の給食相互支援の訓練を実施。平成30年度は図上訓練、令和元年度は日野町と江府町の相互支援訓練を実施（令和2年度はコロナウイルス感染症予防のため、次年度に延期）。
- ・令和元年度（令和元年10月9日（水）午前10時30分～午後1時）の実食訓練の実施内容は下記の通り。

【令和元年度実食訓練の概要】

<訓練参加機関>

日野郡3町、日野郡3町教育委員会、学校給食センター、株式会社メフォス(3町調理委託会社)、日野振興センター

<訓練想定>

日野町学校給食センターが被災し、給食調理ができなくなったため、江府町学校給食センターで調理した給食を日野町各小中学校へ提供するという想定

<メニュー>

- ・江府町学校給食センターからの日野町各校への提供メニュー：豚汁
- ・その他のメニュー(『救給カレー』、常温みかんゼリー、牛乳)は各町で実施

【訓練内容(スケジュール)】

時刻	内容	場所
午前 10 時 30 分～	開始挨拶、訓練説明 ※江府町副町長挨拶	江府町学校給食
午前 10 時 50 分～	配缶、積み込み、配送 日野町学校給食センターが、日野町分の給食を配送	センター
正午～	講評 ※日野町長による講評 関係機関等で、訓練の講評等を実施	日野町立黒坂小 学校多目的教室
午後 0 時 25 分～	配膳・実食 各学校の児童・生徒・教職員による実食	

出所 鳥取県（県政一般・報道提供資料）：

<http://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/5725f7416e09e6da492573cb001f7512/3C9D4EDF3D97B35D49258486002B5BF3>

熊本県益城町

熊本市との事務委託事業による災害時の学校給食の提供

【自治体情報】

- 学校数
小学校：5校 中学校：2校
- 調理場数
共同調理場（委託）：1か所
- 1日当たりの最大提供食数
共同調理場：約3,600食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 地震による被災後、5月9日に学校が再開し、その1週間後から簡易給食を2週間実施。その後、弁当業者3社と委託契約し弁当給食を実施
- ✚ 弁当給食期間中に熊本市との協定を準備、翌年度から約3,000食を熊本市への事務委託（2年間）。残り約300食とアレルギー対応食を隣町（御船町）の仮設調理場を借用し直営で調理を行い、完全給食を提供する
- ✚ 地域の防災の拠点としての機能も有する学校給食センターを新設

特徴的な取組と実施状況

1. 被災時の対応

熊本県益城町の学校給食センターは、平成28年4月に発生した熊本地震により損壊し調理場は壊滅状態となった。2階の事務室だけが片づけて使える状況であり、甚大な被害を受けたが、学校再開1週間後から簡易給食、弁当給食、熊本市への事務委託等により、新学校給食センターの稼働開始まで、学校給食を途切れることなく提供できた。

1-1. 2週間の簡易給食の提供

- ・平成 28 年 5 月 9 日から午前中授業で学校再開。16 日から通常授業となり、調理を行わず提供できるパンと牛乳が基本の簡易給食の提供を開始した。県央の調理場も被災し、復旧の時期も重なったことにより給食用パンが不足したため、調理パンや惣菜パンなどを確保し、ゼリーやソーセージなど個装の食品とあわせ簡易給食を約 2 週間提供した（食材の手配については、主として熊本県学校給食会（同給食会委託パン工場を含む）や被災前からの食材納入契約業者との協力による）。

1-2. 年度末まで弁当給食を実施

- ・平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月は、県内弁当調理業者 3 社に委託し弁当給食を実施。弁当調理業者には、調理と各学校への配送を委託した。
- ・5 月の簡易給食の間（2 週間）に、弁当給食への調整を進めた。食物アレルギー対応と各校まで配送・回収できる 3 社に委託し町内全小中学校 7 校に振り分け弁当給食を提供してもらった。
- ・特に、気を付けたことは衛生管理基準。食中毒を出さないよう細心の注意を払い、おかずは 15 度以下の温度に保つよう努めた。
- ・栄養教諭等の指導の下、弁当調理業者が栄養を考え、改善を図りながら子どもたちが喜ぶようにメニューを検討した。

1-3. 熊本市との事務委託事業

- ・弁当給食の提供をしている間、完全給食を再開する方法を模索した。
- ・熊本県内では、荒尾市と長洲町の自治体間で給食調理の事務委託という形の協定の事例があった（荒尾市の学校給食センターで調理し長洲町へ配送する（受託者：荒尾市 委託者：長洲町））。この、地方自治法に基づく事務委託⁹という方法で給食を提供できないかと考え、委託をお願いできる自治体を探した。
- ・また、給食調理の事務委託を行っている荒尾市の学校給食センターに協定の内容や事務手続きのやり方等を教えてもらった。
- ・平成 28 年 8 月に熊本市教育委員会と協議を開始し、同年 11 月に正式に要請を行った。結果、翌年の平成 29 年度から、隣接する熊本市に給食業務の事務委託をお願いすることが決まった（事務委託の内容：給食業務（調理、配缶、食器洗浄、消毒保管、献立作成、食材購入））。2 年後に益城町の新学校給食センターを新設させるめどがたつたため、完成までの期間限定で熊本市に約 3,000 食を引き受けてもらった。残りの 300 食とアレルギー対応食は、隣接する御船町の仮設調理場を借りて益城町直営で町職員が調理し給食を提供した。
- ・事務委託が開始するまでの期間には準備を行った。熊本市の学校給食共同調理場にも提供食数に余裕はないので、益城町の分の給食を用意してもらうために必要な調理用釜や冷蔵庫、食器保管庫などを準備し、熊本市の学校給食共同調理場に設置した。
- ・準備期間については、事務レベルの準備は 5 ヶ月（11 月から 3 月）、現場は 3 ヶ月（1 月から 3 月）であった（事務は 11 月の正式要請から開始、現場は 12 月議会で補正予算が成立後に開始）。
- ・熊本市の学校給食共同調理場で調理した給食を、益城町の各学校まで届ける。調理

⁹ 事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。

総務省 HP：https://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf

後から給食提供までの時間の基準を遵守できるように、益城町ではトラックの台数を増やし、遠い学校でも片道40分以内に配送できる体制とした。

- ・事務委託を依頼するにあたり、自分の自治体より大きなキャパシティーがある自治体をお願いしないと対応できないことがわかった。当初、(益城町のある)上益城郡内のほかの給食センターに依頼したが、「一学年分だけなら対応可」等、部分的な対応しかできないとのことであった。
- ・協定締結には両市町議会の承認が必要であり、事務手続きを熊本市主導で進めていただいた。関係する市立中学校や保護者への説明及び調整も行っていただいた。また、事務委託にかかる負担金の算出や熊本市学校給食調理場に不足する機材の調査等についても行っていただいた。
- ・町は、事業に必要な予算の確保、町内小中学校の職員及び保護者への事業説明を行った。特に給食費については、熊本市の給食費が基準となるため、理解を求めるのに苦慮した。

2. 新設の給食センター(益城町学校給食センター)の設立

- ・ 損壊した給食センターは、移転建て替えすることになった。地域の防災拠点としての機能も持たせるため、教育委員会と首長部局（危機管理課）も含めた協議によって設計方針が決まった。

2-1. 新センターの機能

- ・ 新給食センターは、建物自体の構造を見直し耐震性を高めた。旧センターは2階建てだが、新センターでは軒を低くした1階建てにした。



益城町給食センター外観（左：屋根部分）（右：ポーチ部分）

- ・ 熊本地震の経験を踏まえ、ライフラインでは電気の復旧が一番早かったこともあり、オール電化とした。
- ・ 24時間連続で稼働できる自家発電装置を導入し、一万食のご飯を朝昼晩の計3回提供できる能力を持たせた。炊飯施設を使わない場合は、炊き出し用防災室、事務室、研修室等の空調機を連続3日間（72時間）稼働できる仕様となっている。
- ・ 設計の段階で、炊き出しや地域の防災拠点となるように設計してほしいという要望があり、対応している。大規模災害発生時には、消防団が集結し活用できる施設として、防災研修室やシャワーを設置している。本施設の機能は、地域防災計画に組み込まれている。

2-2. 防災訓練

- ・給食センターが新しく開業してから、地域防災計画に基づいて、地域の婦人防火クラブで年2回炊き出し訓練を実施している（令和2年度はコロナ禍で訓練が無かった）。

3. 今後の課題等

- ・令和2年度から、熊本市と周辺町で給食センターの課題について協議を進めている。現在は、まずは情報共有をしているところである。
- ・今後の災害に備えて、民間企業との被災時の学校給食実施のための協定や連携体制等についても検討していく予定である。

宮城県

東日本大震災の経験をもとに、

学校再開ハンドブックを作成

【自治体情報】

- 学校数
中学校：2校 特別支援学校：18校 夜間定時制高等学校：7校
- 調理場数
単独調理場計：23か所（直営：9か所、委託：14か所）
- 1日当たりの最大提供食数
単独調理場：約3,900食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 東日本大震災では給食室にあった備蓄等を活用した炊き出しを行う
- ✚ 平成30年に「学校再開ハンドブック」を発行、学校再開を判断する際に必要となる手順や事前整備及び対応方法等を示した内容で構成

特徴的な取組と実施状況

1. 被災時の対応(東日本大震災)

- 平成23年3月発生の東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、沿岸部の学校においては多くの避難者の受入やライフラインの寸断等により混乱を極めた。児童生徒の安否確認や通学方法の確保、教育環境の整備、関係機関との調整にも多くの時間を費やし、学校再開にも長い期間を要した。
- 地震発生が金曜日の午後で、学校給食施設によっては次の週に使用する食材や調味料等が既に納品されていたため、調理できる条件が揃っていた学校給食施設においては、設置者や所属長の判断で給食用の食材を使って炊き出しが行われた。
- 食材については、教職員や近隣住民からの差し入れ、農業実習で育てた野菜を使用

した施設もあった。また、学校給食施設を活用した炊き出しについては、栄養教諭・学校栄養職員、調理員、教職員等が中心となって行った。

2. 学校再開ハンドブックについて

2-1. 作成の経緯

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、日常の危機管理と教職員の役割分担の明確化、いざという時の学校再開の協議資料として活用され、更なる学校防災の推進が図られることを目的に平成30年2月「学校再開ハンドブック」（以下、ハンドブック）を発行。
- ・ハンドブックは、学校再開を判断する際に必要となる手順や事前整備及び対応方法等を示した内容で構成（平成29年6月から3回の作業部会を経て作成）。
現在、宮城県のホームページで公開されている。

2-2. 給食業務の再開について

- ・ハンドブックの「7. 給食業務の再開」については、所管課（スポーツ健康課）の給食担当指導主事（栄養教諭）が中心となり作成した。
- ・宮城県教育委員会が実施する「学校給食に係る研修会」での資料等や「食に関する指導・学校給食の手引き」（平成26年3月改訂、宮城県教育委員会・（公財）宮城県学校給食会発行）を参考に編集している。
- ・東日本大震災において、配水管やガス管がずれて給食再開まで多くの時間を要したという課題を踏まえ、給食再開時の学校給食物資納入業者や民間企業への協力要請等について記載をしている。

「学校再開ハンドブック」 7. 給食業務の再開 (2) 学校給食の再開に向けて

	学校給食の再開に向けて 内容
①納入業者の被災状況の確認	・給食物資の納入業者の被災状況及び物資の納入が可能か確認する。 ・期間内の納入が難しい場合には、教育委員会等とも確認をとりながら、納入可能な業者を選定する。
②食品の安全性の確認	・原子力災害があった場合には、食材等における安全性の確認のため、教育委員会と調整し、放射能検査を実施する。 ・不安や風評被害の対応のため、科学的根拠に基づき、説明責任が果たせるように教育委員会と連携し、情報の収集を行う。
③給食の形態について	・甚大な災害の場合は、簡易給食から開始し、通常給食開始に向けて、並行して準備を行う。
④仕出し弁当等での対応	・調理済み食品の活用、仕出し方式での提供等を検討する。 ・仕出し形式の場合は、学校給食の衛生管理基準を満たす業者の選定、提供する内容・納入方法・返却方法等詳細について検討する。
⑤近隣施設からの提供	・市町村内、近隣市町村からの学校給食の提供について検討する。 ・毎日の提供が難しい場合は、④の方法と併用し、隔日での提供や汁物のみ提供を受ける等を検討する。
⑥食物アレルギーや摂食に配慮が必要な児童生徒への対応	・誤食・誤嚥等の事故が起きないように使用食材の確認や摂食可能か家庭に確認する等の配慮を行う。

出所：宮城県 HP

2-3. 給食業務の再開チェックリスト

- ・学校給食再開に向けた施設・設備の安全点検と給食の提供について、教職員種別ごとの対応事項を示した学校の役割分担（例）、給食再開において確認すべき事項をまとめたチェックリストを記載した。
- ・東日本大震災での炊き出しの際、回転釜で炊飯した施設があったが、それまで回転釜で炊飯した経験がなく戸惑ったとの現場の声から、チェックリストには蒸気回転釜による炊飯方法も記載した。

チェックリスト

① 施設・設備の安全点検

- ライフライン復旧後の安全確認
- 施設・設備の点検を行い、修繕の必要な箇所を把握し、予算の確保、修繕業者の手配等、教育委員会との連携
- 調理室内の電気製品・ガス器具の点検

② 学校給食の再開に向けて

- 教職員との連携
- 市町村教育委員会との連携
- 給食施設(自校, 給食センター)の状況把握
- 納入業者の被災状況の確認
- 学校再開までの学校運営を、給食施設等と連携して協議
- 食物アレルギー等疾患を持つ児童生徒の緊急時対応, 連絡先の確認
- 学校給食の提供方法について決定
- 配慮の必要な児童・生徒への対応について確認

参 考

災害時における蒸気回転釜(230ℓ)による炊飯方法

- ① 米 60 kgを洗米し、ざるに上げておく。
 - ② 蒸気回転釜に 90ℓの水をはり加熱する。【所要時間 10 分】
 - ③ 沸騰したら米を入れ、軽く 1 回かき混ぜる。【所要時間 10 分】
 - ④ 再沸騰後に 3 回かき混ぜ蓋をする。【所要時間 5 分】
 - ⑤ 5 分後、蒸気を弱めて 10 分加熱する。【所要時間 10 分】
 - ⑥ 米の表面に水分が無くなったら蒸気を止める。【所要時間 20 分】
- 【合計 55 分】

「食に関する指導・学校給食の手引き」から

【宮城県教育委員会・公益財団法人宮城県学校給食会】

「学校再開ハンドブック」 7. 給食業務の再開 チェックリスト

出所：宮城県 HP

2-4. 給食業務の再開に向けた役割分担

- ・災害に備えて学校の中で「誰が」、「何をするのか」を事前に取り決めておくことが重要である。ハンドブックでは学校教職員の給食業務再開までの役割分担について、管理職、主幹教諭・教務・防災主任、学級担任等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員の対応内容を以下のように示している。

「学校再開ハンドブック」 7. 給食業務の再開 学校の役割分担（例）

	施設・設備の安全点検 内容等	学校給食の再開に向けて 内容等
管理職（校長・副校長・教頭）	・施設の被災状況が著しい時は、復旧が速やかに進むよう教育委員会との折衝	・学校給食施設の被災状況を考慮した学校の再開日程の調整
主幹教諭・教務・防災主任	・配膳室やランチルーム等学校給食に関わる施設の安全性の確認	・学校給食が再開するまでの学校運営の調整
学級担任等	・教室の学校給食関連備品の破損について確認	・転出入した児童生徒の食物アレルギー対応等の適切な引継ぎ
養護教諭	・水道水の安全等について確認	・給食配慮児童生徒の緊急時連絡先や緊急時対応の変更確認 ・教職員間での情報共有
栄養教諭等	・学校給食の再開に向けて、ハード・ソフト両面での条件等の整備	・学校給食再開のための準備 ・調達可能な食材について、配慮の必要な児童生徒の摂食可能かどうかの確認
事務職員	・学校給食施設の被災状況について確認 ・再開に必要な修繕等について、予算の確保、業者の手配(教育委員会との連携)	・再開に必要な修繕等について教育委員会と連携（予算、業者の手配等）

出所：宮城県 HP

愛媛県今治市

各調理場の最大調理可能食数把握による

効率的な相互応援体制の整備

【自治体情報】

- 学校数
小学校：26校 中学校：15校 中等教育学校（前期課程）：1校
- 調理場数
単独調理場（直営）：10か所
共同調理場計：10か所（直営：9か所、委託：1か所）
共同調理場（その他）（直営）：1か所
- 1日当たりの最大提供食数
単独調理場：約3,621食
共同調理場：約7,698食
共同調理場（その他）：約1,047食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 西日本豪雨災害では、調理場間の事前の取決めにより、通常に近い給食提供を実現
- ✚ 令和2年度より、各調理場の最大調理可能食数の事前把握を開始。的確な協力依頼と給食提供を目指す

特徴的な取組と実施状況

1. 被災時の対応（西日本豪雨災害）

1-1. 調理場間の相互応援の実施

- 平成30年7月の西日本豪雨災害で、今治市では、島しょ部にある伯方調理場、大三島調理場が被災した。そこで、各調理場での最大調理可能食数を把握し、被災調理場分の食数を、市内の調理場で調理し配送を行うこととした。
- 最大調理可能食数を確認し、配送時間も考慮した結果、伯方調理場分は学校給食セ

ンターで、大三島調理場分は大島調理場で、それぞれ調理の対応できることがわかった。

- ・配送は、各調理場から行うのに加えて、今治市教育委員会事務局学校給食課職員も協力した。結果、通常に近い給食提供が可能となった。
- ・実施にあたっては、協力調理場の献立に合わせ、栄養士間で献立調整を行い、発注量の変更を実施した。また、被災調理場の職員は、協力調理場に行き、調理洗浄業務を行った。
- ・今治市では、各調理施設の老朽化が進んでいることもあり、以前から被災時における相互応援の取決めをしていた。

1-2. 被災前からの学校給食用パン納入業者との協力体制の構築が奏功

- ・西日本豪雨災害以前から、学校給食用パン納入業者（今治合同製パン株式会社）と、口頭ではあるが非常時のパン納品についての協力を依頼していた。
- ・この取決めでは、日常は各調理場からの発注に応じて納品しているが、非常時の場合は、日常分に追加でコッペパンの納品を対応してくれることになっていた（種類はコッペパンのみ対応）。
- ・西日本豪雨災害の時は、全食数分の炊飯を行うと給食開始に間に合わないため、上記の学校給食用パン納入業者からの協力を得て、被災調理場での主食をコッペパンに変更した（7月10日～7月18日）。

2. 被災を教訓に、各調理場の最大調理可能食数の事前把握を開始

- ・学校給食課では、西日本豪雨災害の経験を活かし、よりスムーズな対応を可能とするため、事前に各調理場の最大調理可能食数を把握することとした。
- ・本取組は、学校給食課に所属する栄養士が担当しており、令和2年度から開始した。
- ・災害時、調理不可能になった調理場の食数分に対応できる調理場がすぐにわかるため、協力依頼を行うことで、児童生徒に学校給食の提供が可能となる。
- ・なお、当日の急な事故の場合は、コッペパン、牛乳、既製品のデザート（納品済み

のものがある場合) 等に対応し、翌日から協力調理場で調理、配送、洗浄を行う。

3. 危機管理マニュアル作成

- ・西日本豪雨災害を教訓に、今まで関係者間で共有されていた事項を明文化した「危機管理マニュアル（以下、マニュアル）」を作成した。現在は主に栄養士が内部資料として使用している。
- ・学校給食の災害時対応については、「自然災害の対応」、「学校給食施設等の事故への対応」に項目を分け、それぞれ対応方法、使用書類の様式等を定めている。

3-1. 自然災害の対応

- ・マニュアルでは、自然災害発生時について「午前7時の時点で、特別・大雨・暴風・暴風雪・大雪警報のいずれかが発令されている場合の対応」と「登校後に特別・大雨・暴風・暴風雪・大雪警報のいずれかが発令された時の対応」に分けて対応を示している。
- ・午前7時の時点で警報が発令されていた場合の学校給食中止の献立調整について、献立実施日の調整は、以下の①または②の方法としている。

①学校給食を中止した日の献立は翌日に実施し、以後は通常どおり実施する。(金曜日が中止の場合は、献立の移動はしない。)

②警報が発令した日の献立を中止し、以後は予定どおりの給食を実施する。

- ・献立内容の調整については、以下の注意事項を掲載している。

①食材に関することは必ず業者に連絡をする。

②給食用の特別発注品（季節物のデザートや果物等）については、可能な範囲（業者に確認）で献立内容の変更等により使用することに努めること。

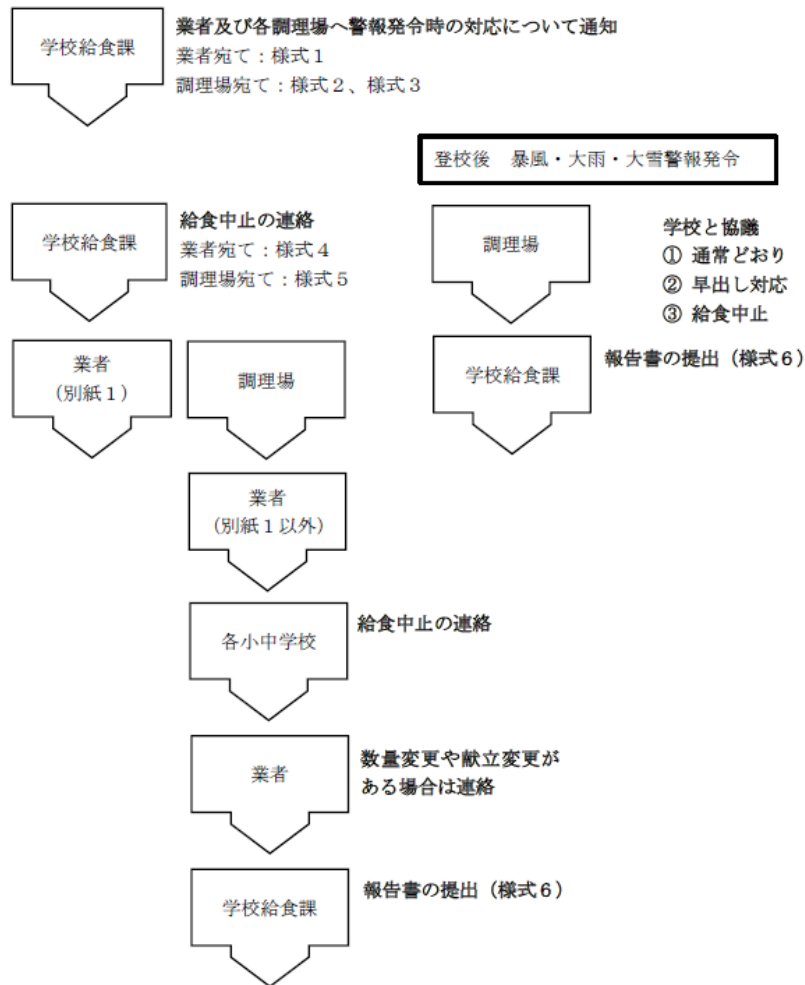
③献立内容を変更する場合は、アレルギー対応を実施している児童生徒の保護者へ、各小中学校を通じて変更内容を周知すること。

④金曜日が給食中止になった場合、前日納品の牛乳や卵等については、納入業者と相談し、交換が可能な場合は対応を依頼する。交換が不可能な場合は、冷蔵庫の温度管理等を十分行い、牛乳は月曜日に使用し、卵は、翌週の内を使い切る。

⑤自然災害で学校行事が変更になった場合の給食提供及び中止の対応に努めること。

- 各調理場は、対応内容について学校給食課へ報告書を提出することとなっている(専用様式あり)。対応フローチャートは以下のとおり。

警報発令時の対応フローチャート



危機管理マニュアル IV自然災害の対応 警報発令時の対応フローチャート

3-2. 学校給食施設等の事故への対応

- ・学校給食施設等で事故が発生した場合について、「配送時（パン・牛乳）の事故等」、
「学校給食施設の事故 調理場対応」に分けて対応を示している。
- ・「配送時（パン・牛乳）の事故等」については、該当業者からの連絡時に代替品の対応が可能であるか確認する。可能な場合は、代替品に食物アレルギー原因物質が含まれているかを調べ、アレルギー対応を実施している児童生徒の保護者へ各小中学校を通じて連絡をするよう定めている。
- ・「学校給食施設の事故 調理場対応」として、以下の対応フローを記載した。なお、手順(2)、(3)④、(4)の通知文についても、それぞれ様式を定めている。

手順	内容
(1)	速やかに学校給食課に連絡し、指示を仰ぐ。調理場は決定事項を学校へ連絡する。
(2)	調理場の使用が不可能になった場合は学校給食課より保護者へ通知文を配布する。
(3)	他の調理場での調理・洗浄することが決定した場合 ①各調理場の栄養士で献立について協議する。献立については、協力調理場に合わせることを原則とし、献立を変更する。 ※協議事項：献立内容、発注の仕方、作業工程、食缶食器等 ②アレルギー児童生徒への対応には、特に注意を払うこと。 ③当該調理場調理員は協力調理場へ出勤し調理・洗浄業務を行うこと。 ※当該調理員の準備物 ・調理衣 ・エプロン(検収用・下処理用・調理用・洗浄用) ・帽子 ・シューズ(上・下調理用) ・爪ブラシ ・爪ブラシホルダー ・人数表 ④学校給食課は、保護者へ通知文と併せて変更した献立表を配布する。
(4)	当該調理場での調理洗浄業務が再開する時には、学校給食課より保護者へ通知文を配布する。

奈良県生駒市

災害発生時に備え、幅広い民間企業と

食材等の供給協定を締結

【自治体情報】

- 学校数
小学校：12校 中学校：8校
- 調理場数
共同調理場計：2か所（直営：1か所、委託：1か所）
- 1日当たりの最大提供食数
共同調理場：約12,000食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 被災時は地域防災計画及び業務継続計画に基づき、災害対応業務にあたる
- ✚ 「災害時等における食材等の供給に関する協定」を幅広く民間企業に締結を依頼、あらゆる食材の供給に尽力

特徴的な取組と実施状況

1. 地域防災計画・業務継続計画に基づいた災害時の体制整備

- 生駒市では、学校給食用物資納入業者登録時に「災害時等における食材等の供給に関する協定書」を締結し、大規模災害が発生した場合、生駒市災害対策本部から災害協定締結業者（29業者）に対して支援要請を行い、地域防災計画及び業務継続計画に基づき、災害対応業務に当たる。
- 地域防災計画では、災害を、風水害時（台風等）と地震時（生駒断層帯地震等）に分けて、災害警戒配備・災害対策本部体制等、想定する災害に応じて動員規模等、細分化している。
- 学校給食センター施設をはじめ学校施設等が被災した時は、被害状況を把握し、必

要に応じて、応急措置を講じるとともに、被災状況に応じて、復旧計画を作成し、順次応急復旧を進めることとしている。

- ・学校給食センター施設損壊の際は、災害対策本部体制となっているため、避難所・学校班長（教育総務課長）が施設の被害調査を実施し、応急復旧計画（各所管施設長）を作成・実施する。

■災害応急対策計画の体系

		風水害時の災害 応急対策	地震災害時の災 害応急対策	その他の災害応急対策
【フェーズ0】 ＜活動体制の 確立と調整＞ 災害発生前ま たは災害発生 直後から開始	第1章 災害対応 の体制	第1節 風水害配備体制	第2節 地震災害配備体制	第3節 原子力災害配備体制 第4節 その他の災害配備体制
	第2章 災害対応 のコーデ ィネート	第1節 情報収集・整理・伝達 第2節 緊急輸送体制の整備 第3節 受援体制の整備 第4節 支援体制の整備 第5節 災害救助法の適用		
【フェーズ1】 ＜緊急対策＞ 概ね災害発生 後3日以内に 対応完了	第3章 生命を守 るための 対策	第1節 避難行動 第2節 消火・救助・救急、水防活動 第3節 医療・救護活動 第4節 二次災害防止活動	第1節 避難行動 第2節 消火・救助・救急、水防活動 第3節 医療・救護活動 第4節 二次災害防止活動 第5節 事故対応	
【フェーズ2】 ＜応急対策＞ 概ね災害発生 後3日以内に 対応着手	第4章 生活を守 るための 対策	第1節 避難生活支援 第2節 物資の供給 第3節 災害時要援護者支援 第4節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等 第5節 防疫、保健衛生 第6節 廃棄物の処理及び清掃 第7節 ライフラインの応急復旧		
	第5章 復旧への 足がかり	第1節 住宅応急対策 第2節 文教対策 第3節 文化財の応急対策 第4節 ボランティアの受入れ 第5節 義援金、救援物資の受入れ		

生駒市地域防災計画 災害応急対策計画の体系

2. 民間企業との協力体制

- ・学校給食用物資納入業者に対しては、非常時は協力要請を行い対応してもらうこととなっている。各企業には、登録時に「災害時等における食材等の供給に関する協定」の締結に同意していただき、災害等の非常時には、生駒市から必要とする支援要請を行い対応してもらうこととなっている。

様式第7号

災害時等における食材等の供給に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と 学校給食用物資納入登録業者（以下「乙」という。）

(商号又は名称) _____

(代表者職・氏名) _____

とは、災害時等における食材等の供給について、次のとおり協定書を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、生駒市に地震等をはじめとする大規模な自然災害及びこれらに準ずる緊急事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、学校給食センターが行う被災住民等に対する炊き出しに必要な食材等（主食、野菜、加工品、調味料及び牛乳を含む。以下「食材等」という。）の供給の協力に關し必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、乙に対して災害時等に食材等の供給を求めると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 供給を必要とする食材等の品目及び数量

(2) 引渡し場所

(3) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、やむを得ない理由がない限り、積極的に協力するものとする。

(食材等)

第4条 甲が乙に要請する食材等の品目及び数量は、被害状況等に応じ、乙の取扱い物資のうちから甲乙協議のうえ決定する。

2 食材等は、乙が保有するもののほか、乙が仕入れにより確保できるものを含むものとする。
(食材等の引渡し等)

第5条 食材等の引渡し場所は、原則として生駒市立学校給食センター及び生駒北学校給食センターとする。ただし、被害状況等に応じ、甲乙協議のうえ、引き渡し場所を変更することができる。

2 食材等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

(経費の負担)

様式第7号

第6条 甲は、乙が第2条及び第5条の規定により供給した食材等の対価及びその運搬等の費用を負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する食材等の供給及び運搬の終了後、適正な市場価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、乙が出荷した食材等の数量等については、乙の提出する納品書等により算定する。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

2 甲の連絡責任者は、生駒市立学校給食センター所長とし、乙は、連絡責任者を定め甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に關し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長 小 紫 雅 史 ⑧

乙 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職・氏名 _____ ⑧

災害時における食材の供給等に関する協定書

緊急時における連絡責任者報告書
(災害時における食材等の供給に関する協定書)

届出日 令和3年 月 日

会社名	
担当者名	
緊急連絡先	

※緊急連絡先は、代表者の携帯電話等災害時等に連絡がつかない連絡先を指定してください。

緊急時における連絡責任者報告書（災害時における食材の供給等に関する協定書）

- ・災害時には、あらゆる食材等が必要となるため、学校給食用物資納入業者だけでなく、生駒市防災担当部局において、市内の百貨店、スーパー等、幅広く民間企業に災害協定締結を依頼している。
- ・給食物資提供は生駒市の有償対応となる。災害時は、業者も被災している可能性があるため、出来る限り優先して（給食用食材を含む、生駒市の要請による食材について）対応していただくこととなっている。
- ・実際に生駒市が大規模災害を受けた場合、小中学校は避難所となる。当面は被災者数に応じて、国、奈良県等から食糧等支援していただくことになる。必要に応じて、学校給食用物資納入業者からの支援要請もあると想定される。
- ・学校（授業）の対応として、学校（登校）再開は、リモート授業による対応になると思われるが、小康期となり、学校（登校）再開の判断となれば、新型コロナウイルスの事例を考えると、半日授業若しくは分散登校の対応となるため、食数は0食から最大で6,000食となる想定。その際、完全給食ではなく、簡易給食の可能性も考えられる。

- ・物資供給について協定を締結している企業は以下のとおり。

生駒市地域防災計画 災害応援協定一覧 物資供給（給食食材）

（災害時等における食材等の供給に関する協定）

種別	協定先
一般食品	(株)半田商店、(株)モリヨシ、(株)松並、太平物産(株)、(株)木田商店、(株)ロイヤル販売、奈良ヤクルト販売(株)、社会福祉法人 いこま福祉会
乳製品・菓子	こみやま
鶏卵	北和鶏卵販売(株)
鶏肉・食肉及び加工品	(株)萬野、菊月精肉店、ジュルネフーズ(株)、(株)池田商店、山本ミート、(株)カゴモト
食肉及び加工品	西亀精肉店、(株)カワゼン、肉のこばやし精肉卸問屋
青果	(株)丸果、檀原青果(株)、大和アグロファーム(株)
こんにやく	(株)松音商会
調味料	今中醤油、(有)堀内栄養食研究社
牛乳	(株)いかるが牛乳
パン加工	巽製粉(株)フローベル事業部、(株)プレーメン
米飯加工	ナフス(株)奈良支店

- ・百貨店やスーパー等の民間企業は本社との協議（協定内容等）を経て協定締結となるため、長い時間を要した。
- ・今後は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関連する対応及び、学校給食用物資納入業者の登録業者数の増加（協定数の増加）について検討している。

福井県福井市

BCP 業務実施マニュアルと災害時炊き出しマニュアル を整備、調理員の訓練・研修で活用

【自治体情報】

- 学校数
小学校：50校 中学校：23校
- 調理場数
単独調理場計：38か所（直営：30か所、委託：8か所）
共同調理場計： 3か所（直営：1か所、委託：2か所）
- 1日当たりの最大提供食数
単独調理場：約 12,000食
共同調理場：約 10,100食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 大規模地震発生を想定し福井市震災時業務継続計画を策定、学校給食についてもBCP業務実施マニュアルで災害時の応急給食等について記載
- ✚ 調理員の研修や訓練で炊き出しマニュアルを使用

特徴的な取組と実施状況

1. 学校給食に関するBCP業務実施マニュアルを整備

1-1. 経緯と概要

- ・福井市では、平成27年度に「福井市震災時業務継続計画」を策定した。これは大規模地震の発生により、行政機能が低下した状況において、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活に与える影響を最小限にとどめることを目的としている。
- ・「福井市震災時業務継続計画」策定に伴い、各部署でBCP業務継続マニュアルを作成することになった。保健給食課では学校給食に関する「BCP業務実施マニュアル」を作成した。

- ・学校給食に関する「BCP 業務実施マニュアル」では、非常時優先業務として、施設の被害状況確認、施設の応急復旧業務、被災者等に対する炊き出し、応急給食といった各項目の、業務名と必要人員数を記載している。
- ・また、業務区分を「応急業務」と「通常業務」に分け、各工程において目標着手時間を定めている。各ページでは必要な準備や対応方法等を記載している。

BCP 業務実施マニュアル 非常時優先業務 目次

業務区分	業務名・必要人員数	目標着手時間
応急業務	所管する施設の被害状況確認(人的・物的被害)及び保全管理 46名 保健給食課5名、センター(3センター)各1名、学校給食施設(38施設)各1名	3時間以内
	所管する施設の応急復旧業務 保健給食課5名、センター各2名、被災給食施設1～3名(施設の被災規模に応じて必要人員の配置が必要)	1日以内
	被災者及び応急対策従事者に対する炊き出し 保健給食課3名、センター各2名、炊き出し給食施設1～3名 (炊き出し食数に応じて必要人数の配置が必要)	1日以内
	炊き出しに関する応援要請及び受入れ 保健給食課2名、センター各2名、受入れ施設各1名	1日以内
	学校の応急給食 保健給食課2名、センター各1名、小中学校(73校)調理員1～3名、配膳員各1名	3日以内
	園児、児童、生徒の健康 保健給食課2名	3日以内
	被災後の通学路の安全 保健給食課2名	3日以内
通常業務	学校保健 保健給食課1名	1か月以内
	学校給食 保健給食課5名、センター職員、学校給食施設調理員、配膳員、委託業者職員など給食提供食数に応じた人員確保	1か月以内
	学校安全推進 保健給食課1名	1か月以内
	健康教育 保健給食課1名	1か月以内

1-2. 学校の応急給食について

- ・学校の応急給食は目標着手時間を3日以内と定めている。方針として、「給食施設が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、可能な限り施設等の復旧に努めるとともに、調理を必要としないパン、牛乳等の給食を実施すること」としている。
- ・マニュアルでは応急給食準備にあたっての施設の準備、給食物資についての記載のほか、応急給食物資準備の際の関係機関の連絡先が（牛乳やパン業者、委託炊飯業者、ソフト麺業者等も）明記されている。応急給食の実際の流れについては以下の通り。

BCP 業務実施マニュアル 5. 応急給食 (4. 応急給食の実際)

	内容
(1) 応急給食の献立	・市栄養士が、調達可能な物資をもとに当面の応急給食の献立を作成する。 ・献立作成については、学校配置の栄養教諭、学校栄養職員の協力を依頼する。 ※できるだけ簡易(調理等の手間を要しない)に準備できる献立とする。
(2) 食物アレルギー対応	・食物アレルギー対応が必要な児童生徒については、学校が保護者と連絡を取り、喫食の有無を確認する。 詳細な対応が困難な状況においては、アレルギー事故予防のため除去等の対応は行わず、喫食の有無のみを判断する。
(3) 給食従事者の健康管理	・給食調理等従事者は、通常同様毎朝の健康観察状況を記録する。 ・給食調理については学校給食衛生管理基準に基づいた対応とする。 ・可能な限り、腸内細菌検査を実施する。

1-3. 通常の学校給食について

- ・通常業務としての学校給食は、目標着手時間を1ヶ月以内としている。応急給食の継続については学校給食実施体制が整うまでの間、引き続き物資の調達などを行い継続して実施する。
- ・学校給食の準備にあたっては、献立の作成、学校給食施設の整備、調理員の確保、衛生管理の徹底の項目に分けて記載している。

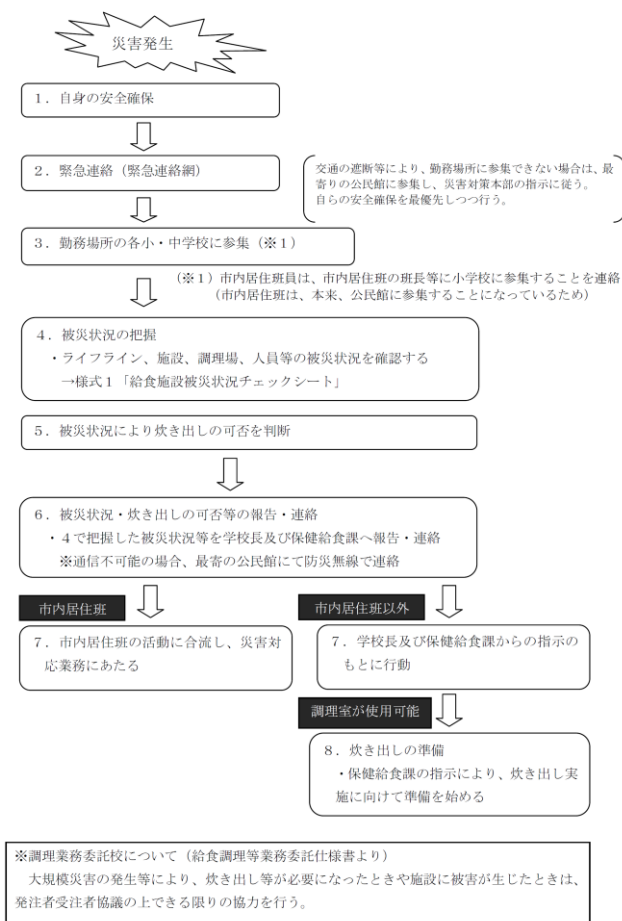
2. 防災訓練

- ・福井市では毎年6月に市の総合防災訓練があり、調理員の防災訓練も一緒に実施している。
- ・BCP 業務実施マニュアルでは、被害状況の確認について学校調理員が対応することとなっている。大規模地震発生の際、学校調理員は勤務場所である学校調理場に参集し、給食施設の被害状況確認後、保健給食課に報告する。
- ・総合防災訓練では、地震発生を想定して、BCP 業務実施マニュアルに従い、確認～報告までのシミュレーションを行った。

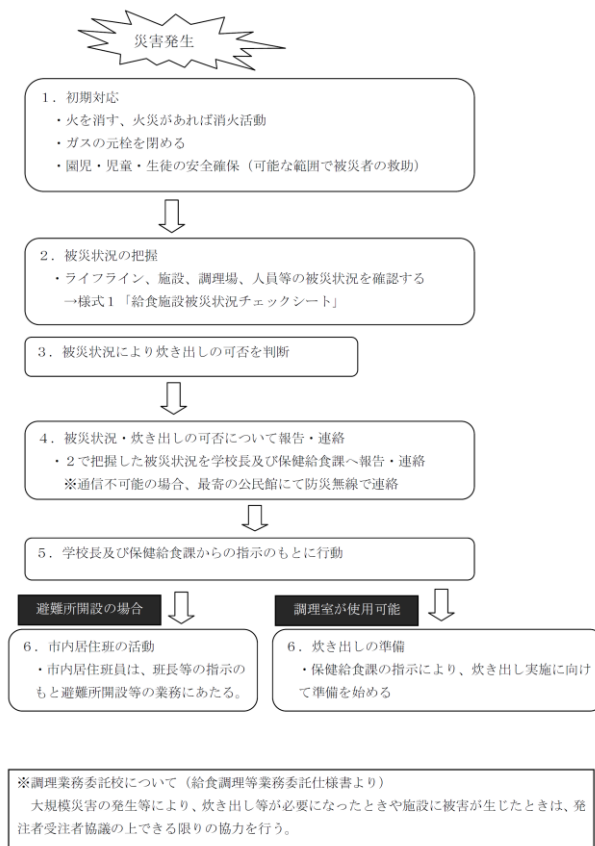
3. 災害時炊き出しマニュアル

- ・被災時に迅速に対応できるよう、令和元年度に調理員6名を中心に、災害時炊き出しマニュアルを作成した。
- ・災害時炊き出しマニュアルでは、調理員の災害時の動き方を勤務中と勤務時間外に分けてフローで示しており、炊き出しの準備や衛生管理についてもフロー図や必要事項を記載、いざという時すぐ対応できるようにしている。
- ・その他、給食施設被災状況チェックシートや災害時炊き出し対応日誌を作成し、被災状況を可視化、記録できるようにしている。
- ・福井市では、春休みや夏休みの長期休業中に調理員の研修を実施しており、その際、災害時炊き出しマニュアルについて説明を行った。

1-1 調理技師の災害時の動き方（勤務時間外）



1-2 調理技師の災害時の動き方（勤務中）



災害時炊き出しマニュアル 調理技師の災害時の動き方

（左：勤務時間外 右：勤務中）

4. 非常食の備蓄

- ・市内給食センターに1,000食程度アルファ化米のたけのご飯、白飯と缶詰を備蓄している。福井市全体を賄える数ではないが、非常時、一部の学校が提供不可となった場合等に提供できるよう備蓄している。
- ・市としても非常食を備蓄しているので、大規模災害発生時には市の備蓄を利用することになる。

岡山県倉敷市

西日本豪雨災害を経験し、レトルト加工品調理を 学校給食調理場で行うための研究・調整を行う

【自治体情報】

- 学校数
小学校：63校 中学校：26校 特別支援学校：1校
夜間定時制高等学校：1校
- 調理場数
単独調理場（直営）：56か所
共同調理場計：3か所（直営：2か所、委託：1か所）
共同調理場（その他）（直営）：3か所
- 1日当たりの最大提供食数
単独調理場：約29,000食
共同調理場：約14,000食
共同調理場（その他）：約1,100食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 西日本豪雨災害で調理場が被災したため、他の給食調理場から被災した学校へ給食を配送
- ✚ 今後に備えてレトルト加工品調理を学校給食調理場で行うことができるよう、研究・調整中

特徴的な取組と実施状況

1. 被災時の対応(西日本豪雨災害)

平成30年7月の西日本豪雨災害により、いくつかの学校調理場が浸水被害に遭った。

1-1. 他の調理場から、被災した学校への配食手配

- ・復旧するまでの間、倉敷学校給食共同調理場から、浸水被害のあった真備東中学校（約 430 食、自校式調理場）へ給食を配送することとした。
- ・①被災した学校の給食を調理可能か倉敷学校給食共同調理場に聞き取り、可能であること、②配送業者による配送車の手配、③学校での受け入れ態勢・栄養士及び調理員の配置調整（被災した真備東中学校栄養士の倉敷学校給食共同調理場への週 1 回の勤務及び同校調理員の倉敷学校給食共同調理場への異動）、を整えることができたため、対応が可能となった。

1-2. 共同調理場の浸水への対応

- ・複数の小中学校に配送している真備学校給食共同調理場が床下浸水し、ボイラー設備が浸水したため、大規模な修繕が必要となった。
- ・9月3日に学校再開・小学校への給食提供（中学校：9～10月は業者弁当）が決定されたため、早急にボイラー修繕ができる業者をあたり修繕した。また、配送に使用する食缶も被害にあったため、給食開始に間に合うように購入した。
- ・調理場が復旧するまでの間、民間弁当事業者から購入した弁当を中学校の学校給食として提供した（仮設の校舎ができるまでの約2カ月間）。
- ・アレルギー対応、衛生管理、約650食の弁当が配送までできるのかなどといった弁当事業者の選定と決定後のアレルギー対応の原材料の表示や確認に注意を払った。

2. 災害時に向けた体制構築

2-1. 耐震化

- ・倉敷市では平成 18 年から平成 28 年の間に学校の耐震化と付随して、学校給食施設の耐震化を行っている。財政面をカバーするため、補助金（学校施設環境改善交付金（耐震補強））を活用した。耐震診断の結果、学校給食施設では 2 校が対象となった。詳細は以下の通り。

	倉敷西小	味野中
耐震診断	平成 21 年	平成 21 年
耐震工事開始	平成 24 年 5 月	平成 27 年 6 月
耐震工事終了	平成 25 年 1 月	平成 28 年 2 月
工事金額	38,500,350 円	54,579,960 円
補助金額	15,015,000 円	3,535,000 円

2-2. 対応フロー：「災害時における給食対応について」

- ・西日本豪雨災害では 7 月上旬に被災したため、夏休みの間に給食調理場での炊き出し実施や調理場の開放などの要請が多く寄せられたが、猛暑の中で提供食材の安全性が保てないこと、修繕後から学校給食開始までの期間が短いので、夏休みに炊き出し等を行うことで（実際に学校給食を始める際に必要な）衛生管理基準を満たすための準備に支障が出てしまうため、などの理由で対応できなかった。
- ・こうした課題を反映し、倉敷市教育委員会保健体育課では令和 2 年 11 月に「災害時における給食対応について」対応フローを作成した。作成の際は学校給食再開時の安全性の確認ができるかを最優先した判断とした。

災害時における給食対応について

令和2年11月作成
保健体育課用

1 市全域が被災した場合

全市一斉に給食中止または作業開始を遅らせ、給食施設の点検を行う。
(ガス・水道・電気、施設や厨房機器の状況)

2 市内局地的な被災の場合

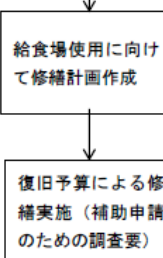
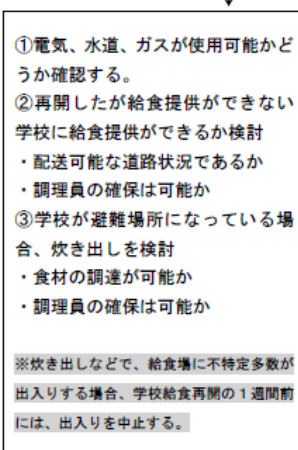
① 学校再開が決定している (給食を提供する)

給食実施にむけ、準備

② 学校再開が決定していない

給食場使用可

給食場使用不可



「災害時における給食対応について」

2-3. 災害に備えたバックアップ体制・非常食の備蓄

- ・集中豪雨などの予測が難しい災害が増え、学校でも子どもを家庭に帰せずに預かるという対応が求められる。そこで平成30年度から、学校においても児童生徒一人あたり一食分の備蓄を求めており、令和2年11月末時点で46%の小中学校が実施している。

3. レトルト加工品調理を学校給食調理場で行うための研究・調整

- ・現在、レトルト加工品調理を学校給食調理場で行うことができるよう研究・調整中である。これが可能となれば、市内全学校での備蓄、防災食のアレルギー対応、被災直後の食事の提供など対応の可能性が高まるものと考えている。
- ・レトルト加工食品については、防災の観点から、市内小中学校に備蓄、また防災倉庫や地域、保護者へ販売することを想定している。

福島県只見町

自治体・学校・調理場の災害発生時の連絡体制を

普段から整備、防災食体験を年1回実施

【自治体情報】

- 学校数
小学校：3校 中学校：1校
- 調理場数
共同調理場（委託）：1か所
- 1日当たりの最大提供食数
共同調理場：約500食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 日々、給食センターと学校、自治体間の連絡を密にしている
- ✚ 非常食備蓄に加え、年に一回防災食体験を行っている

特徴的な取組と実施状況

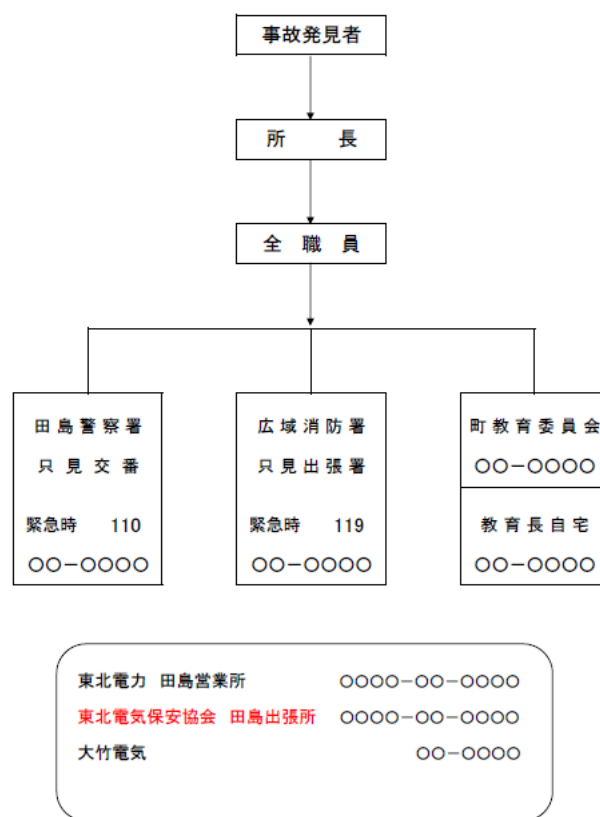
1. 災害への備え

1-1. 日常の連携体制

- ・只見町では普段から自治体、学校、共同調理場との連絡を密にしており、地震、水害、雪害等による被災に備え、災害発生時の連絡図の策定を行っている。
- ・給食連絡簿を作成し、給食センターと学校間で毎日連絡などのやり取りをしている。また、緊急時の連絡先として、給食センターと学校給食担当者（主に養護教諭）の携帯電話番号でやり取りが可能な体制となっている。
- ・現在の体制構築にあたっては教育委員会や民間企業、学校関係者に加え、学識経験者（婦人会長）や、NPO 法人が学校給食センター運営委員会の委員という形で携わっている。

- ・民間企業と特別な協定締結はしていないが、緊急時、調理業務及び事務業務委託先の企業に協力を要請することが可能となっている。具体的には、食材や食器（紙皿・どんぶり・割りばし等）の調達や調理員の勤務日や勤務時間の調整などである。
- ・平成 23 年に集中豪雨があったものの、夏季休業中のため給食提供には影響はなかった。その際、調理業務委託先に協力を要請し、避難所への夕食提供を行った。

災害発生時の連絡図



2. 非常食の備蓄と防災食体験

- ・只見町では平成 28 年度から非常食を各校に備蓄してある。備蓄場所は学校によって様々であるが、全教職員が備蓄場所を把握するようにしている。また、全校で防災食体験を年 1 回行い、非常時には校長判断で喫食できるようにしている。
- ・非常食は、原則として、給食センターからの給食が何らかの理由で食することができなくなった場合に利用できるが、緊急時には保管する学校長の判断に委ねている。
- ・非常食購入の予算については、只見町からの補助で賄っている。
- ・防災食体験は平成 30 年度から毎年、9 月 1 日の防災の日に合わせて行っている。備蓄してある非常食の試食体験を行うことで、児童生徒の防災に対する意識を高めている。
- ・令和 2 年 9 月 1 日の体験では、防災の日を意識して食器は汁椀と小皿、おぼんのみで箸をつけず、救給カレー（非常食）についているスプーンで喫食するようにした。
- ・防災食体験中の児童生徒の反応等を踏まえ、給食連絡会で検討し、防災食の内容について次年度への改善につなげている。救給カレーを食べるときは、それだけでは足りないので、汁物、サラダ、牛乳も提供している。したがって、その日の費用は小学校で 5 0 0 円弱、中学校で 5 3 0 円程度となる。予算的にも厳しいので、救給カレーの賞味期限 3 年を活かし、3 年に一度の防災食体験にしようかと話題にあがっている。しかし毎年経験することが重要であるとも考えるので、検討中である。

防災の日献立について

只見町学校給食センター

1 目的

9月1日の防災の日にちなみ、備蓄している非常食の試食体験を行う給食の日を設けることで、児童生徒の防災へ対する意識を高める。

2 実施日・献立 令和2年9月1日(火)

救給カレー、牛乳、豚汁、ほうれん草のおかか和え

3 食器について

当日の食器は、豚汁用の汁椀とおかか和え用の小皿、おぼんのみです。防災の日を意識し箸はつけない予定ですので、救給カレーに付いているスプーンで喫食するようになります。

4 救給カレーについて

お米が入っているカレーになります。小学生：150g、中学生：250g。
実際の災害時の時と同じように温めず提供します。
喫食前にスプーンでよく混ぜてから食べるよう指導をお願いします。



5 事前にお願しいたいこと

9月1日までに学校に保管してある救給カレーとスプーンを学年ごとにビニール袋等に入れて分けておいてください。ビニール袋は8月25日(火)にセンターから給食車で送ります。ゴミはビニール袋に入れて学校で処分をお願いします。予備の救給カレーや開封していないものはセンターへ戻してください。

6 その他

来年度への改善点等を9月10日(木)14:30~の給食連絡会で検討したいと思いますので、防災の日献立への児童生徒の反応等教えていただきたいです。新しい救給カレーは、9月1日(火)の給食と一緒に学校へ届けますので、保管をお願いします。保管場所は全職員へ周知をお願いします。

<防災の日について>

毎年、9月1日は「防災の日」です。1923年、大正12年の9月1日に関東大震災があったことを忘れないように、制定されました。

その後も「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」など大きな災害が起っています。

災害が発生すると道路が寸断されたり、電気や水道のライフラインがストップしたりと、いつもの生活が一変するようになります。

「東日本大震災」や「新潟・福島豪雨災害」を教訓に、災害時の心構えや非常時の食事について改めて再確認し、「子どもや保護者に災害時の食について考えて備えに繋げてもらう機会」さらには、「子どもの生き抜く力を育む機会」と捉えて、防災教育の一環としてご活用ください。

防災の日献立について

岡山県笠岡市

地盤が良い場所に給食センターを新設、

PFI 事業者の協力のもと被災者支援も実施

【自治体情報】

- 学校数
小学校：16校 中学校：9校 （1校は一部事務組合立）
- 調理場数
単独調理場（直営）：3か所
共同調理場（委託）：1か所
共同調理場（その他）（直営）：1か所
- 1日当たりの最大提供食数
単独調理場：約60食
共同調理場：約3,700食
共同調理場（その他）：約20食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 施設の新築移転の際に減災の視点で建設地を選定。西日本豪雨災害の影響も受けなかった。
- ✚ PFI事業者との協力のもと、豪雨の被災者への炊き出しを実施

特徴的な取組と実施状況

1. 学校給食センターの新築

1-1. 地盤が良い場所に給食センターを新設

- ・現在の学校給食センターは、平成30年に新築移転された。当初、旧施設の隣地に建設予定であったが、地震発生時に建設用地に液状化の発生が考えられたため、東日本大震災の事例などを踏まえ、地盤が良い地区への移転となった。
- ・鉄骨造二階建てで、熱源等は、災害時に復旧が早いと言われるオール電化施設とし

た。

- ・市の危機管理課及び日本赤十字社と連携し、敷地内に防災倉庫を設置した。主に非常食の備蓄を行っている。
- ・停電時にも対応できるように、ガスを利用した回転釜を一基有している。



笠岡市学校給食センター

1-2. PFI¹⁰事業者によるリスクマネジメント委員会設置

- ・笠岡市は、(株)笠岡給食 PFI サービスと事業契約を結んでおり、新しい給食センターの設計・建設から、供用開始後 15 年間の維持管理、運營業務などを含めた委託を行っている（BTO 方式のため、笠岡市学校給食センターの所有者は笠岡市となる）。

¹⁰ PFI とは、公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、JR や NTT のような民営化とは違う。

PFI には BTO 方式、BOT 方式、BOO 方式及び RO 方式等のいくつかの事業方式がある。RO 方式を除いた 3 つの方式は、供用開始後(工事完成後)の施設の所有者が違う。BTO 方式では地方公共団体が、BOT 方式及び BOO 方式では民間事業者が施設の所有者となる。

RO 方式とは既存施設の改修を行う方式で、その他の 3 つの方式は新設施設を対象とした方式である。

内閣府 HP : https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/kiso11_01.html

- ・ 笠岡給食 PFI サービスとは、非常時における取り決めも交わしている。災害等が発生した場合には、笠岡給食 PFI サービスは、施設設備の使用及び調理人員の提供等について、市に協力することになっている。
- ・ また、笠岡給食 PFI サービスが、主体的に定期的なリスクマネジメント委員会を開催し、脆弱性を見直す仕組みを構築している。
- ・ 新給食センター設立後、停電により学校給食提供に支障をきたす事があった（停電により設備の制御プログラムに不具合を生じた）。このような予期しないアクシデントが発生すると、対応や原因究明に時間がかかることがわかり、リスクマネジメント委員会を設置し、予期せぬ事故・災害に備えるための体制作りを進めている。

2. 西日本豪雨災害での対応

- ・ 平成 30 年 7 月に西日本豪雨災害が発生し、岡山県笠岡市も被害があった。だが、新学校給食センターは、前述の通り、地盤が良く、かつ高台に建設されたため、集中豪雨でも施設に影響はなかった。
- ・ また、PFI 業者の協力を得て、被災者支援を行った。
- ・ 学校がある日は、通常通り給食を作り、学校のない土日に、避難所となった学校の体育館 3 カ所等で炊き出しを行った。
- ・ 学校への配送ルートに通行止めが発生し、迂回路を確保することになったが、発送順や発送時間を変更する等で対応した。

千葉県袖ヶ浦市

停電時にも炊飯可能な設備を有する

学校給食センターの新設

【自治体情報】

- 学校数
小学校：8校 中学校：5校
- 調理場数
共同調理場（委託）：1か所
- 1日当たりの最大提供食数
共同調理場：約5,500食

災害時における学校給食実施体制の概要

- ✚ 非常時における炊飯設備を有する学校給食センターを整備（平成26年10月）
- ✚ 台風における被災時は、食品納入業者と納入可能な食材を調整
- ✚ 今後の台風等を想定し、非常用の炊飯設備を利用した炊き出し訓練を実施

特徴的な取組と実施状況

1. 袖ヶ浦市立学校給食センターの新設

- 袖ヶ浦市教育委員会は、平成20年度、給食センターの老朽化をきっかけに、学校給食施設検討委員会を設置。2年間かけて、今後の学校給食施設のあり方を検討し、袖ヶ浦市学校給食施設整備基本方針を策定した。
- この方針に基づき、平成24年度より整備を開始。新袖ヶ浦市立学校給食センターは、平成26年10月から稼働開始した。

- ・炊飯設備を新たに設置。災害対応の機能として、炊飯設備にも電源を供給できる非常用自家発電設備、常時 100 t の水を確保している耐震型受水槽を整備。
- ・常時 1.5 t の米を備蓄しており、災害による停電時にも、非常用電源を用いてご飯を炊いて提供することができる。



連続炊飯器

- ・その他、設備等は以下の通り

厨房機器類	連続炊飯機(1人分 100gとして、炊飯能力(7kg×80 釜)5,600 人/h 1台 スチームコンベクションオーブン(揚物・焼物調理室用 800 個/回)4台 蒸気回転釜(調理室用 1,000 食/回) 12 台
電気設備	発電設備 非常用発電機3相 200V 66.2KVA 1台 照明設備 LED 照明器具
給排水設備	受水槽 耐震型 100t 貯湯槽 10t 排水処理施設 最大汚水量 143m ³ /日

2. 台風による停電での対応

- ・袖ヶ浦市は、令和元年9月の台風により被災した。市内の被害はかなり大きく、電柱が倒れたり電線が切れたりと電気関係のインフラ被害は甚大であった。
- ・給食センター施設自体は平成26年に建て替えていたおかげでほぼ無傷だったが、9月9日～13日までの5日間停電となった。
- ・台風が来た当初、電力会社の発表では停電はすぐ復旧するとしており、復旧したらその翌日から給食提供できるよう準備を進めていた。
- ・復電時の準備として、すぐに給食提供ができるよう、食材の手配を毎日行った。この時、食材納入業者も停電しており、電話してもつながりにくかった。また、被災して冷蔵庫が使えなくなるなど対応できない業者もあったので、食材確保が難しい場合は代替食材を別の業者と相談し、手配できるもので献立を組み替えて提供するなどの準備をした。
- ・この準備のおかげで、停電復旧後速やかに通常給食の提供に対応できた。
- ・台風から1週間後の給食再開だったので、食材の手配は概ね予定通りにできた。ただし、牛乳など一部の食材はしばらく納品できないということだったので、牛乳をオレンジジュース等に変更するなどした。5,500食分のジュースの手配についても、代替業者に手配を行った。

3. 停電を想定した訓練の実施

- ・令和元年9月の台風時には、炊飯設備を稼働してご飯を炊くことはなかったが、今後の自然災害等を想定し、翌年3月に炊き出し訓練を実施。
- ・施設のブレーカーを落として停電状態とし、非常用電源で炊飯設備を稼働し、ご飯を炊く訓練を行なった。
- ・停電を想定した訓練は、学校が休みで給食がない時期（年末年始、春休みなど）にしかできないので、日程調整し3月に実施した。

高知県高知市

被災時において対応可能な給食センター設備の構築、 学校給食調理員の防災対策マニュアルを整備

【自治体情報】

• 学校数

小学校：39校 中学校：17校 義務教育学校：2校 特別支援学校：1校

• 調理場数

単独調理場計：37か所（直営：23か所、委託：14か所）

共同調理場（委託）：3か所

共同調理場（その他）計：3か所（直営：1か所、委託：2か所）

• 1日当たりの最大提供食数

単独調理場：約15,200食

共同調理場：約5,400食

共同調理場（その他）：約2,500食

災害時における学校給食実施体制の概要

✚ 高知市立針木・長浜学校給食センター（平成30年9月稼働）は、概ね1日8時間、3日分の給排水、電気、ガスの機能を備え、1日あたり各センター約280kg×5～10日分の米をローリングストックしている。

✚ 高知市のBCP計画に基づき、令和元年度に「学校給食調理員の防災対策マニュアル」を整備

特徴的な取組と実施状況

1. 高知市立針木・長浜学校給食センターの開設

必ず起きるといわれる南海トラフ地震への備えの必要性は高知市でも自治体内で高まっている。もし大規模地震が発生した場合は、被災後、学校施設を利用した炊き出しが必要となることから、非常時にも炊き出しが可能な給食センターを整備することとなった。

1-1. 体制構築の経緯、課題

- ・高知市では、給食未実施の中学校 13 校の給食実施のため、平成 26 年度より実施に向け検討委員会を設置、早期実現のために複数のセンター方式を採用することが決定。翌 27 年度より、平成 30 年度内の 2 センター（針木学校給食センター、長浜学校給食センター）の稼働に向け準備を始めた。
- ・高知市では 3,000 食規模の学校給食センターを整備する経験がなかったことから、設計や設備の調達、調理機器の想定や選定、配送校の配膳室の整備等、すべてのことに対して他自治体の情報を集め、高知市として中学校へ提供する学校給食に必要なことをひとつひとつ整理し、作業を進めた。

事業概要	針木学校給食センター	長浜学校給食センター
<p>・これまで給食を実施していなかった中学校13校で給食を実施するため、2つの給食センターを整備</p> <p>・大規模災害時に炊き出しが可能となる防災機能を整備</p> <p>・備蓄倉庫を設け、本市が備蓄を進めている水、アルファ化米、簡易トイレ、毛布等を備える予定 (※防災対策部)</p>	 <p>・構造：鉄骨造2階建て ・延床面積：3,126.71㎡ ・調理能力：3,000食/日 ・備蓄倉庫：171.50㎡（同一棟） ・配送校：城北、城西、朝倉、西部、旭、春野</p>	 <p>・構造：鉄骨造2階建て ・延床面積：2,991.08㎡ ・調理能力：3,000食/日 ・備蓄倉庫：498.00㎡（別棟） ・配送校：愛宕、潮江、一宮、青柳、三里、南海、横浜</p>
<p>平成30年7月31日センター開所式典 ▶▶▶ 平成30年9月25日センター運用開始</p>		

左：針木学校給食センター

右：長浜学校給食センター

出所 高知市 HP：<https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/67280.pdf>

1-2. 施設設備の特徴

- ・針木学校給食センター、長浜学校給食センターの熱源は、効率性及び非常時を考慮し、蒸気、プロパンガス、電気を採用している。
- ・非常時に備え、約 2 週間分の米を収納できるスペースの米庫を設置しており、センター内にその米を炊飯するために必要な水、ガスを貯蓄できる大きさの設備を採用している。
- ・災害時は、炊飯室のみ使用する設定にしており、炊飯室に外部から出入りできる扉

を設置。

- ・センター内のプロパンと自家発電で稼働できるように、ガス式の炊飯システムと電気式の回転釜を採用している。
- ・両センター設置のおにぎり製造機は、1人あたり2個のおにぎり約22,000食分を1～2日提供することができる想定である。

1-3. 運営上の工夫

- ・針木・長浜学校給食センターは民間委託を実施しており、災害時は委託事業者に協力いただくよう契約に盛り込んでいる。
- ・高知市職員の学校給食調理員も作業ができるよう、夏季休業を利用し、炊飯システムやおにぎり製造機の操作研修を実施している。

2. 学校給食調理員の防災対策マニュアル

- ・高知市のBCP計画に基づき、令和元年度に高知市学校給食調理員による、日常的な防災対策、地震発生時及び発生後の対応策、調理室内の対応策（災害発生から給食提供までのフロー図、調理室内の被災状況チェック表）を掲載。その他、資料として炊き出しのメニュー（10人・50人・100人分の目安量）、学校別の災害時外部連絡先一覧表及び調理場平面図を掲載した「学校給食調理員の防災対策マニュアル」を作成した。
- ・本マニュアル作成には、小学校給食調理員（主幹・副主幹）6名、教育委員会事務局教育政策課が携わっている。
- ・日常的な防災対策として以下のことを行っている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・調理室や食品庫の高いところや通路に物を置かない・冷凍冷蔵庫・保管庫の固定・退室時は2名以上でガスの元栓が閉まっているか確認・避難経路確認・備蓄食を(期限入替時に)給食や防災訓練時に活用 |
|---|

- ・回転釜での米の炊飯訓練
- ・整理整頓、備品管理
- ・避難訓練、シェイクアウト行動訓練、防災研修
- ・危険箇所のチェック
- ・ガスメーター復帰方法の表示、ブレーカー電気使用箇所の表示
- ・学校防災計画の確認(学校での役割認識)
- ・防災アプリの活用(高知県防災アプリや高知市津波 SOS アプリ)

災害発生時、発生後、調理室内での対応で特に気を付けていることは以下のとおり。

- ・自身及び職場スタッフの安全の確保(調理中の釜から離れる)
- ・ガスの大元栓を閉める
- ・ブレーカーを落とす
- ・出入口の確保
- ・給食提供できる状況であるかの把握(施設設備の被害状態)
- ・災害状況の情報収集

3. 今後の課題等

- ・現在は(防災マニュアルの更なる充実に向けて)防災記事や資料を収集している。
- ・また、炊き出し時のアレルギー対応マニュアルの作成に加え、食事提供の記録表の作成を行うことや、ライフラインが通っている、寸断されている場合を想定した対応等、詳しく内容をアップデートしたいと考えている。
- ・市内の災害時の給水ステーション(給水拠点)の把握や災害用献立の作成、次亜塩素酸ナトリウム液の希釈方法(消毒用途別にイラストで簡単表記。)を提示する。
- ・年に一度はマニュアルを見直し、時代にあったマニュアル作りを進めたいと考えている。

トピック：被災時における栄養に配慮した給食提供事例

ここでは、被災時に「栄養バランスに気を使った給食の提供」を行った自治体について、被災時に行った対応と実施した内容・工夫したポイントを紹介する。

【被災時に行った対応】

- ・パンとおかずで簡易給食を提供。使用食材は業者等と連絡をとって在庫の確認を行い、学校単位で確保できるだけの在庫がある食材を使って給食提供を行った。
- ・調理事業を委託している事業者へデリバリーを依頼。メニューや使用する食材については、業者勤務の栄養士と栄養教諭が連携して対応。
- ・夏場に被災したため、汁物とサラダをやめて品数を少なくした。その分栄養バランスを考えて献立を組み直した。
- ・台風の影響により停電・水道断絶となりパン業者が供給できなくなったため、米飯へ切り換え（パンから米飯へ切り換えることで栄養バランスを配慮）、供給可能な共同調理場で調理・運搬を行った。
- ・契約中の調理業務委託業者に配食の手配をして、非常食以外にもパンやデザートを付けた。

【実施した内容・工夫したポイント】

- ・学校給食納品業者（市内業者及び学校給食会）に、納品できる食品（冷凍食品など）の在庫状況を確認し、学校の食数にあわせ注文納品を依頼した。
- ・栄養教諭・栄養職員・調理師と連携して献立を考えた。
- ・水道企業団と連携し給食室（学校）や学校給食のパンを製造している業者へ水（給水車等）を供給した。
- ・主食・主菜・副菜・牛乳の通常に近い給食が提供できるように献立を検討した。
- ・調理が簡易な主菜（冷凍食品など）を使い、使用できる水の量も限られた中で、衛生管理基準を遵守できる献立を検討した。
- ・栄養バランスはもちろんのこと、アレルギー対応に特に気をつけた（練り物などは使用しないなど）。
- ・栄養士と連携し献立を変更、ご飯の量を増やし、混ぜご飯にすることで、可能な限り栄養を補えるように努めた。8月以降は、ヨーグルトなどのデザートを増やし、栄養補給に努めた。